

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第72回理事会

平成16年3月

第 7 2 回 通常理事会次第

平成16年 3月10日 (水)

スカーホ 麹町 (四谷)

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 題

(1) 平成16年度事業計画及び収支予算(案)

(2) 基金の今後の諸課題

4. その他

資料番号 /

第 / 号議案

平成 16 年度事業計画及び収支予算書(案)

平成 16 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成 16 年度事業計画（案）

（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

平成 16 年度の実業計画においては、アジア女性基金の償い事業が果たした役割と成果、並びに女性の名譽と尊厳に関する事業を総括し、以下のとおり行うこととする。

なお、個々の事業の実施に当たっては、本事業計画の趣旨に沿って企画し具体化する。

1. 医療・福祉支援等事業

インドネシア事業

前年度に引続き、覚書に従って事業を実施する。

2. 女性尊厳事業

（1）一般啓発事業

基金の償い事業、並びに女性の名譽と尊厳を守ることの重要性に係る事業を総括し、各種メディア、インターネット等により、国内外に広報・啓発する事業を行う。

（2）普及啓発資料作成事業

基金の事業に関する小冊子等の啓発資料の作成及び外国資料の翻訳等を行い、国内外の関係機関（者）に対し広報・啓発する事業を行う。

（3）講演会等開催事業

基金の事業に関する課題等について、シンポジウム、セミナー等の講演会を国内主要都市に於いて開催し啓発する事業、また、女性に対する暴力による被害者のために活動する援助者に対する研修事業を行う。

（4）NGO支援事業

国際的視野にたつて、女性の人権問題に関する活動を行うNGOの当該事業に対して支援を行う。

（5）国際会議事業

基金の事業に関して、アジア・太平洋地域等の専門家が集まり、諸外国の実態等の情報・意見交換を行い、国際的な関係を構築し緊密な連携の下に問題解決を図るための会議を行う。

（6）調査研究事業

女性の名譽と尊厳を侵害する行為の実態や原因の究明及び対策を講じるための調査研究並びに各種研究会を行う。

（7）歴史教訓資料整備事業

「慰安婦」問題を生んだ反省に立つて、集積した関係資料・情報等を整備し、歴史の教訓に資するための事業を行う。

平成 16 年度事業計画付属資料(女性尊厳事業)

平成 16 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 事業名 : 一般啓発事業経費 (女性尊厳事業経費/啓発事業経費)
予算額 : 34,740 千円

2 目的 : アジア女性基金の償い事業並びに女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に係る事業を総括し、各種メディア、インターネット等により国内外に対する広報・啓発に関する事業を行う。

3 内容 : 「基金」事業に関する情報提供として「基金ニュース」の発行、国内外のメディア、ホームページ等を通して広報・啓発する。

4 効果 : 「基金」の取組みについて国内外に情報発信を行うことによつて基金の事業が果たした役割と成果について理解促進を図られることが期待できる。

5 スケジュール : ①「基金ニュース」 2回 9月、1月
② メディア広告 9月
③ データベースの更新 随時
④ ホームページの作成、資料の更新・追加 随時

1 事業名 : 普及啓発資料作成事業経費 (女性尊厳事業経費/啓発事業経費)
予算額 : 9,689 千円

2 目的 : アジア女性基金の償い事業、並びに女性の名誉と尊厳に関する事業についての小冊子等の啓発資料の作成配布、及び外国資料の翻訳等を行い、国内外に対し広報・啓発する事業を行う。

3 内容 : ① 基金の事業に関する小冊子の作成配布
② 外国資料の翻訳
③ 啓発ポスターの作成配布

4 効果 : 啓発ポスター、マニュアルや小冊子等の作成配布を通して、広く女性の名誉と尊厳の重要性についての理解促進が図られることが期待できる。

5 スケジュール : ① 基金事業に関する小冊子 作成開始4月 刊行8月
② 啓発ポスターの作成配布 12月
③ 外国資料の翻訳、作成 随時

1 事業名 : 講演会等開催経費 (女性尊厳事業経費/啓発事業経費)
予算額 : 11,717 千円

2 目的 : アジア女性基金の事業に関し国際的実情を踏まえて、国内主要都市でシンポジウム、セミナー等の講演会を開催し基金の事業について一般社会の理解を図る。また、女性に対する暴力等による被害者のために活動する援助者に対し研修を行う。

- 3 内 容 : I 講演会等開催
 ① アジア女性基金の償い事業が果たした役割と成果に関するシンポジウム等の開催
 ② 女性に対する暴力の問題をテーマとし、自治体等と共同によるセミナー等講演会開催
 II 研修会等の開催
 援助者育成には、行政機関や医療関係並びにNGOなどの協力が不可欠である点に鑑み、これらの広い幅の援助者に対して研修等を行う。
- 4 効 果 : アジア女性基金の事業の果たした諸課題を発信することにより、国際社会の一員として日本の人々が考える場を提供し、女性の名誉と尊厳が守られる国際社会構築への貢献が期待できる。
- 5 スケジュール : I 講演会等開催 随時 (6ブロック中5ブロック6ヶ所)
 II 研修会等の開催 随時 (6ブロック9ヶ所)

- 1 事業名 : NGO支援事業 (女性尊厳事業経費/事前防止事業費)
 予算額 : 7,216 千円
- 2 目 的 : 国際的視野にたつて、女性の人権問題に関する活動を行うNGOの当該事業に対し支援を行う。
- 3 内 容 : 次の活動を行うNGOに対し、適切な支援を行う。
 ア 女性の基本的人権の尊重・促進に関わる啓発活動支援
 イ 女性の自立につながる活動支援となる事業
 ウ 女性に対する暴力や人権侵害の防止にかかわる活動支援
- 4 効 果 : 紛争や家庭内暴力被害となる女性の数は国際的にも減少する兆候が全く見られない状況に鑑み、かかる問題に取り組むNGOが発展することは不可欠である。当該事業活動を推進するNGOに支援することにより、基金としての国際貢献を行うことができる。同時に、支援を通して、かかる問題に取り組む国内外のNGOとの連携を構築することにより、継続的な情報交換を行い、対応策など技術の更新・向上を図る。
- 5 スケジュール : ① 平成16年度募集要項配布・発表
 ② 申請締め切り 4 月末
 ③ 申請書審査、ヒアリング、支援の決定・通知、支払手続き等 5 月
 ④ 評価会 3 月

- 1 事業名 : 国際会議事業費 (女性尊厳事業経費/事前防止事業費)
 予算額 : 15,525 千円
- 2 目 的 : アジア女性基金の事業に関して、アジア・太平洋地域等の専門家が集まり、諸外国の実態等の情報・意見交換を行い、国際的な関係を構築し、緊密な連携の下に、問題解決を図るための会議を行う。

3 内 容 : ① 国際会議の共催

アジア・太平洋地域等における女性の人権問題について、国連機関、当該国政府あるいはNGOと共に会議を行い、情報意見の交換等を通じ、共通の行動計画を設定する。

② 国際専門家会議及び公開フォーラムの主催

アジアにおける女性に対する暴力等について専門有識者を招聘し、実態の把握、保護のための法的整備、効果等について国内の専門有識者を交えて論議する。

4 効 果 : ① 女性問題に取り組む「基金」の国際的活動を国連等を始めとし、国際的にアピールすることができるとともに「基金」が行う事業についての国際的な理解を深めることに繋がることが期待される。

② また、アジア・太平洋地域の連携・協力関係の強化を通じて女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪等の行為の防止についての各国における啓発を促進し、もって各国での取り組みを促進することに繋がることが期待される。

5 スケジュール : I 偽り事業に関する国際会議の開催 10月
II 女性に対する暴力の予防についての国際会議・公開フォーラムの開催 7月
III 武力紛争下における女性の人権に関する国際会議・公開フォーラムの開催 11月

1 事業名 : 女性尊厳調査研究経費 (女性尊厳事業経費／調査研究事業費)
予算額: 4,437 千円

2 目 的 : 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態や原因の究明及び対策を講じるための調査研究及び研究会を行う

3 内 容 : ① 女性に対する暴力問題の要因と対策に関する調査研究 (委託)
② 武力紛争下における女性に対する暴力の実情についての研究会

③ 調査研究報告書を作成・配布する。

4 効 果 : 女性の人権問題に対する関心を高め、社会一般の女性に対する暴力の事前防止を促す。

5 スケジュール : I 各調査研究 (委託) 4月～1月
II 「武力紛争下における女性の人権」研究会 4回 5、7、10、12月
III 研究成果の作成・配布 3月

1 事業名 : 歴史教訓資料整備等経費 (女性尊厳事業経費／調査研究事業費)
予算額: 7,677 千円

2 目 的 : 「慰安婦」問題を生んだ反省に立って集積した関係資料・情報等を整備し、後世代に対する歴史の教訓に資する。

3 内 容 : ① 偽り事業を通して蓄積された資料等の整備並びにこれを補完するための情報・資料収集を行う。

② 対話・理解を深めるための公開フォーラム等を開催する。

4 効 果 : 「慰安婦」問題を歴史の教訓として二度と問題を繰り返さない広義の教育、防止策に寄与し、アジア近隣諸国との友好増進につながる。

5 スケジュール : ① 企画 4月から7月
② 内外資料の整備・情報収集 7月から2月
③ 関連する公開フォーラムの開催 10月

平成16年度収支予算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日)

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増△減	備 考
【収入の部】				
基本財産運用収入	1,000	1,000	0	
寄 附 金 収 入	24,000	24,000	0	
国 庫 補 助 金 収 入	211,873,000	262,261,000	△ 50,388,000	
雑 収 入	6,000	32,000	△ 26,000	
当期収入合計(A)	211,904,000	262,318,000	△ 50,414,000	
前期繰越収支差額	272,800,000	445,000,000	△ 172,200,000	
収入合計(B)	484,704,000	707,318,000	△ 222,614,000	
【支出の部】				
事業費支出	251,627,000	369,566,000	△ 117,939,000	
医療福祉支援事業	144,500,000	214,000,000	△ 69,500,000	
女性尊厳事業	107,127,000	155,566,000	△ 48,439,000	
運営経費支出	89,534,000	105,487,000	△ 15,953,000	
管理費支出	84,168,000	95,269,000	△ 11,101,000	
人件費	60,525,000	68,765,000	△ 8,240,000	
事務費	23,643,000	26,504,000	△ 2,861,000	
運営審議会等経費	2,488,000	5,137,000	△ 2,649,000	
海外事情調査経費	2,878,000	5,081,000	△ 2,203,000	
特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入支出	15,212,000	1,208,000	14,004,000	
予 備 費	128,331,000	231,057,000	△ 102,726,000	(注)
当期支出合計(C)	484,704,000	707,318,000	△ 222,614,000	
当期収支差額(A-C)	△ 272,800,000	△ 445,000,000	172,200,000	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

(注) 予備費は主として医療福祉支援事業費のために支出された経費等である。

平成16年度収支予算会計別説明【部内資料】

(単位:千円)

科 目	予算額	内 訳			
		寄 附 金	医療・福祉	補 助 金	そ の 他
《収入の部》					
基本財産運用収入	1				1
寄 附 金 収 入	24	24			
国庫補助金収入	211,873			211,873	
雑 収 入	6	1	4		1
当期収入合計(A)	211,904	25	4	211,873	2
前期繰越収支差額	272,800	5,800	267,000	0	0
収入合計(B)	484,704	5,825	267,004	211,873	2
《支出の部》					
事業費支出	251,627		144,500	107,127	
医療福祉支援事業	144,500		144,500		
女性尊厳事業	107,127			107,127	
運営経費支出	89,534			89,534	
管理費支出	84,168			84,168	
人件費	60,525			60,525	
事務費	23,643			23,643	
運営審議会等経費	2,488			2,488	
海外事情調査経費	2,878			2,878	
特定預金繰入支出					
退職引当預金繰入支出	15,212			15,212	
予 備 費	128,331	5,825	122,504		2
当期支出合計(C)	484,704	5,825	267,004	211,873	2
当期収支差額(A-C)	△ 272,800	△ 5,800	△ 267,000	0	0
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	0	0

(参考)

平成16年度 国庫補助金・執行計画額 (前年度比較)

16.3.10

(科目別内訳)

単位: 千円

事 項	16年度計画額	前年度計画額	比較増 △減	備 考
(運営経費)				
一般管理費	99,380	96,477	2,903	
人件費	60,525	68,765	△ 8,240	
職員給与	53,621	61,022	△ 7,401	1人減
社会保険料負担金	6,904	7,743	△ 839	
退職給与引当積立金	15,212	1,208	14,004	
経常事務費	23,643	26,504	△ 2,861	
事務所借上関係費	12,692	12,692	0	
その他事務経費	10,951	13,812	△ 2,861	
運営審議会等経費	2,488	5,137	△ 2,649	
海外事情調査等経費	2,878	5,081	△ 2,203	
運営経費 計	104,746	106,695	△ 1,949	
(女性尊厳事業費)				
啓発事業費	56,146	84,245	△ 28,099	
一般啓発経費	34,740	50,126	△ 15,386	
啓発資料等作成経費	9,689	11,828	△ 2,139	
講演会等開催経費	11,717	22,291	△ 10,574	
事前防止事業費	22,741	33,747	△ 11,006	
NGO 支援経費	7,216	10,398	△ 3,182	
国際会議開催経費	15,525	23,349	△ 7,824	
調査研究等事業費	12,114	15,253	△ 3,139	
女性尊厳等調査経費	4,437	5,440	△ 1,003	
歴史資料整備等経費	7,677	9,813	△ 2,136	
尊厳事業費 計	91,001	133,245	△ 42,244	
合 計	195,747	239,940	△ 44,193	
留保相当額	16,126	22,321	△ 6,195	
総合計	211,873	262,261	△ 50,388	(予算額)

アジア女性基金の今後の諸課題について

参考資料

	ページ
第71回理事会（2004年1月27日）のまとめ	1
第71回理事会での配布資料	
「アジア女性基金の在り方・方針（案）」	2

第71回理事会のまとめ

1. 開催日時

2004年1月27日（火） 18:00-21:00 主婦会館プザエフ「パンジー」

2. 議題

アジア女性基金の今後のあり方・方針について、以下の3点にそって討議された。

（1）基本的考え方について

インドネシア事業の最終年度となる平成18年度（2007年3月）をひとつの区切りとして基金の組織は解散するという基本的な考え方については、討議の結果、了承された。

償い事業と併行して行ってきた女性尊厳事業については、基金の組織とは別に、そのノウハウを生かせる方々が中心となって、組織化を考えていくことが了承された。

（2）基金解散までの年度別プロセスについて

提案された資料「アジア女性基金のあり方・方針」にそって、事務的に手続きを進めていくことで了承された。

（3）解散に係る整理・清算等の事務について

提案された資料「アジア女性基金のあり方・方針」にそって、事務的な手続きを進めていくことで了承された。

なお、上記のほかに、インドネシア事業について、「アジア女性基金がインドネシア政府とNGOの仲介役となってフィリピン関係者を含めたワークショップを開催してはどうか」との提案が出され、意見交換がなされた。これについては、外務省の見解が前提になるとのことで、外務省の見解を受けてさらに検討することとされた。

3. 報告事項

- ①平成16年度国庫補助金予算内示額については、伊勢事務局長より報告があった。
- ②叶俊寛渉外部長の退職について、伊勢事務局長より報告があった。
- ③平成15年度の1月～3月にかけての主な事業について、伊勢事務局長より報告があった。

以上

2004.1.27

理事会

アジア女性基金の在り方・方針（案）

1. 基本的考え方

- ① これまでの理事各位、運営審議会の意見を集約すると、償い事業が終了したことから、インドネシア事業の最終年度である平成 18 年度（2007 年 3 月）をもって、基金設立の使命を果たした一つの区切りとして、（財）アジア女性基金の組織は解散することとする。
- ② 償い事業に併行して行ってきた女性の人権問題に関する事業については、現在のアジア女性基金の組織とは別に、そのノウハウを生かせる方々が中心となって NGO、NPO などの団体、またはグループ等の組織化を考えて取り組んでいくことは望ましいことと考える。

2. 基金解散までの年度別プロセス

- ① 理事会でこの方針が確認され次第、基金の役職員及び主務官庁にその意向を伝え、基金の今後の事務・事業は、この方針に沿って具体的に対応することとする。
- ② 平成 16 年度の事業執行は、補助金予算の範囲で、基金の残存期間内に行うべき事務・事業を重点とした実施計画を作成して行うこととする。
この年度をもって、これまでの女性専断事業は終了することとする。
併せて、事務局長以下事務局職員の辞表を取りまとめることとする。
- ③ 平成 17 年度及び平成 18 年度は、引き続き基金の残存期間に行うべきインドネシア事業のほか、基金の整理・清算等の事務及び償い事業に関する記録の整備を行うこととする。
なお、17 年度、18 年度の事務執行において必要となる職員は、別途理事長が委嘱することとし、その組織・要員（職員）及び事務の見直しを行い、所要の経費を算出して予算要求をすることとする。

3. 解散に係る整理・清算等の事務

- ① 平成 18 年度（2007.3）、インドネシア事業終了後インドネシア政府からの事業精算報告等を受けたのち、財団法人としての法人決算を行い、解散期日の到来時期を勘案のうえ、その最もふさわしい日時に理事会及び評議員会を開催して、それぞれ四分の三以上の議決を経て外務大臣の許可を得て法務省へ解散登記を完了する。
- ② 他方、医療・福祉支援事業に関し、基金と国連大学との国際機関としての事業運営委員会は、インドネシア事業の精算終了報告等を了して解散することになる。

報告事項に関する資料

	ページ
冊子『慰安婦』問題とアジア女性基金」送付先（案）	1
インドネシア出張報告	2
事業の近況報告	4

小冊子③「『慰安婦』問題とアジア女性基金」送付先（案）

	政府調査 「従軍慰安婦」関係 資料集	「慰安婦」問題調 査報告・1999	備 考
基金役員委員等	○	○	
中央官庁（女性問題関連）	○		
地方自治体（都道府県）			
政府関係の文書館	○		国会図書館、防衛庁戦史室、外務省外交資料館、国立公文書館、国立歴史民族資料館
在外公館	○	○	（イギリス、オランダ、中国、韓国、米国、台湾、インドネシア、フィリピン）
在外公館（基金事業関係）			
政党			
国会議員			
商団体（労働組合）		○	
協力団体	○		連合、連合資料室、自治労、日本婦人会議、憲法フォーラム、大阪平和人権センター、私鉄 労連、NHK労連、全電通、部落解放同盟大阪、ハッキリ会、戦後補償国際フォーラム、アジア プレス台湾オフィス
政府調査の推薦人	○		五十嵐広三、加納実記代、倉沢愛子、鶴見俊輔、中村輝子、永井浩、細谷千博、水野 広裕
図書館（都道府県市）	○		
大学（図書館や研究室宛 て）		○	
教科書出版社			
新聞社（国内外）		○	
テレビ局			
女性センター			
過去の国際会議出席者（国 内）			
過去の国際会議出席者（海 外）			
外国政府	○		韓国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシア
債権事業の各国関係団体	○		万国法律事務所、オランダ債権基金、リラビリピーナ
国際機関	○		ILO、国連人権小委員会、女性の地位委員会、国連本部、国連ジュネーブ、国連大学
海外の図書館	○	○（一部）	（アメリカ）公文書館、議会図書館、（オランダ）公文書館、戦争博物館、外交図書館、（韓国）国立国会 図書館、国立中央図書館、政府記録保存所、国史編纂委員会、韓国精神文化研究院、独立記念館 内韓国独立運動史研究所、（台湾）国史館、国民党史委員会、国防部史政局、（中国）公文書館、共 産党中央委員会資料館、上海党委員会資料館、（フィリピン）公文書館、（オーストラリア）戦争記念 館、（インドネシア）国立図書館、国立文書館、（イギリス）公文書館、大英帝国戦争博物館
海外の大学	○	○	ソウル大学、高麗大学、延世大学、台湾大学、フィリピン大学、北京大学、欧米の大学
海外の機関		○	韓国精神文化研究院、独立記念館研究所、国史編纂会、政府記録保存所
海外の専門家			

日時 2004年2月16日(月)～21日(土)

出張者 伊勢桃代事務局長、松田瑞穂業務部長、間仲智子事務局長、
海老原強外務省アジア大洋州局地域政策課事務官

1. インドネシア社会省との協議 (2月17日、10:00～12:00)

出席者 伊勢、松田、間仲、海老原、浜城在インドネシア日本大使館事務官

プジインドネシア社会省社会サービス更正総局長、ムリヤンタ社会省更正総局課長、クスビアンテ会計
部長、ジョニ企園課長、アバス海外技術協力企園課長、サビットリ外務省事務官、他3名

- 1) 冒頭、伊勢事務局長より、アジア女性基金が行っているインドネシア事業に対するインドネシア政府、社会省の協力について感謝を表明した。
 - 2) 今回の出張の目的は、第5・6期の事業を進めるため、まずインドネシア政府に覚書に添った新規の高齢者施設を建築する計画に変更がないことを確認した。
 - 3) 第5・6期事業(別紙)24件のうち、3件は建物以外の申請が含まれているため、まず、建物の申請21ヶ所の建設費53億100万ルピア(約¥68,457,000)を請求のあり次第、送金することで合意した。
 - 4) 建物以外の申請(緊急自動車等の要望)3件については、覚書に添った高齢者施設 50ヶ所が建設された後、検討することとなった。
 - 5) 建物の付属備品費については、前回までの申請になかった新しい品目が加わっているため、日本側での検討が必要で建設費とは切り離して対応することで合意した。
 - 6) 現在までの送金総額は、4期分、約1億1,307万円で、計画額の約30%に相当する。また、事業費は円建てで算出することを確認した。
 - 7) 各地に建設した高齢者施設の入居者の生活費、医療費などはインドネシア政府の予算で行われることになっている。しかし、地方分権により、中央政府からの予算が少なくなったと同時に地方がどこに予算を使うかの権限も地方にまかされて、福祉の予算が削られているとの訴えが過去の視察の際あった。今回の協議の中で、中央政府は、各州に対して引き続き権限を持っている。しかし、県レベルでの自治に関しては変化が出はじめているとの見解が示された。
 - 8) 建設希望については、現在も各地から要望がよせられている。今までインドネシア政府は、各期が終了してから次期分の計画書を提出してきたが、残額を考えると50ヶ所以上の施設建設が可能な見通しである。従って、5・6期建設と平行的に要望を提出するとの意見が述べられた。なお、協議には今回はじめて、社会省以外の外務省、財務省などの事務官が出席した。
2. ジャワ州の第5・6期建設予定地を2ヶ所、バリ州に4期に完成した施設1ヶ所を視察した。
3. 在インドネシア日本大使館において、佐藤重和公使と意見交換を行った。

以上

施設名称	施設建設費		備品購入費		小計		備 考
	ルピア	日本円換算	ルピア	日本円換算	ルピア	日本円換算	
ジャカルタ特別州							2004/3/1 1000pに1.2914円
中央ジャカルタ							
西ジャカルタ							
①「ウスマ・ムリヤ」	270,000,000	3,486,780	72,025,000	930,131	342,025,000	4,416,911	
西ジャワ州							
②「バンゲラン・ヒダヤトラ」	243,000,000	3,138,102	84,225,000	1,087,682	327,225,000	4,225,784	
③「シリ・アシ」	243,000,000	3,138,102	72,025,000	930,131	315,025,000	4,068,233	
④「カシ・イブ」	243,000,000	3,138,102	72,025,000	930,131	315,025,000	4,068,233	
⑤「ウェラス・アシ」	243,000,000	3,138,102	72,025,000	930,131	315,025,000	4,068,233	
中部ジャワ州							
⑥「プロボ・ユウォノ・レベス」	243,000,000	3,138,102	74,525,000	952,416	317,525,000	4,100,518	
⑦「デワンタ・チラチャップ」	243,000,000	3,138,102	74,525,000	952,416	317,525,000	4,100,518	
東部ジャワ州							
⑧「マルゴ・ムルヨ」	243,000,000	3,138,102	72,025,000	930,131	315,025,000	4,068,233	
⑨「マルディ・ウトモ」	243,000,000	3,138,102	72,025,000	930,131	315,025,000	4,068,233	緊急用自動車も希望
西スマトラ州							
⑩「サバイ・ナン・アルイ」	252,000,000	3,254,328	78,075,000	1,008,261	330,075,000	4,262,589	
⑪「シェック・バハヌディン」	252,000,000	3,254,328	78,075,000	1,008,261	330,075,000	4,262,589	
南スマトラ州							
⑫「トラタイ」	252,000,000	3,254,328	122,025,000	1,575,831	374,025,000	4,830,159	
ジャンビ州							
⑬「ブディ・フル」	252,000,000	3,254,328	93,025,000	1,201,325	345,025,000	4,455,653	
⑭「アザカリヤ」	252,000,000	3,254,328	93,025,000	1,201,325	345,025,000	4,455,653	
西カリマンタン州							
⑮「ムリア・ダルマ」	252,000,000	3,254,328	72,025,000	930,131	324,025,000	4,184,459	
⑯「ブディ・スジャトラ」	243,000,000	3,138,102	97,025,000	1,252,981	340,025,000	4,391,083	
東カリマンタン州							
⑰「ニルワナ・プリ」	252,000,000	3,254,328	111,525,000	1,440,234	363,525,000	4,694,562	
北スラウェシ州							
⑱「ブンガシ」	252,000,000	3,254,328	124,525,000	1,608,116	376,525,000	4,862,444	
⑲「イナ・イ・サハティ」	252,000,000	3,254,328	124,525,000	1,608,116	376,525,000	4,862,444	
バブア州							
⑳「タット・トゥム・アシ」	324,000,000	4,184,136	93,900,000	1,212,625	417,900,000	5,396,761	
西サトウガラ州							
㉑「ブスカルマ・マタラム」	252,000,000	3,254,328	124,525,000	1,608,116	376,525,000	4,862,444	
小計	5,301,000,000	68,457,114	1,877,700,000	24,248,622	7,178,700,000	92,705,736	
含み金以外施設							
ジャカルタ特別州							
㉒「カルヤ・カシ」			190,500,000	2,460,117	190,500,000	2,460,117	緊急用自動車、オルガン
東部ジャワ州							
㉓「バハギア・マゲタン」			185,000,000	2,389,090	185,000,000	2,389,090	緊急用自動車
東部ジャワ州							
㉔「マルディ・ウトモ」			185,000,000	2,389,090	185,000,000	2,389,090	緊急用自動車（施設建設も希望）
小計			560,500,000	7,238,297	560,500,000	7,238,297	
財政支援額及び5期6期送金予定額合計						205,774,449	
残額						174,225,551	

事業の近況報告 (2004年1月～3月)

2004.3.9 第72回通常理事会

■ 国際会議事業

「第4回女性と司法」の開催

日にち・場所：2004年1月26日～29日 インド・プーナ

参加者：アルジェリア、チリ、インド、日本、マダガスカル、ルーマニアより、国連人権促進保護小委員会委員。インド各地のNGOおよび地方政府関係者、マレーシア、フィリピン、タイ、ジュネーブより、国連人権江東弁務官事務所の上級アドバイザーなど

■ 歴史教訓資料整備等経費

公開フォーラム『「だから、戦争」の論理と心理—女性、国民、アジアの視点から—』の開催

日時・会場：2004年3月4日（木） 18:30～21:00 主婦会館（四ツ谷）

パネリスト：上野千鶴子さん、加藤陽子さん、姜尚中さん

参加人数： 約350名

■ 一般啓発事業

読売新聞への広告掲載

2004年2月25日付け読売新聞全国版朝刊に掲載。

古川前官房副長官、有馬理事、伊勢事務局長による座談会。

「アジア女性基金の果たしてきた役割—償い事業を振り返って」

雑誌「キャビネット」への広告掲載（3月15日号）

上記読売新聞の座談会と同内容を掲載予定

ドメスティック・バイオレンスに関する啓発ポスターの作成・配布

20,000部を作成、全国の女性センターなどの関係機関に配布

基金ニュース（第23号）の刊行

3月中旬に刊行予定

■ 普及啓発資料作成事業

①『「慰安婦」問題とアジア女性基金』（和文・英文）の刊行

②援助者向けマニュアル「ドメスティック・バイオレンスと保健医療」

③小冊子「レイプの二次被害を防ぐために—被害者の回復を助ける7つのポイント—」

■ 講演会等開催経費

援助者向けワークショップの開催

「保健・医療現場におけるドメスティック・バイオレンスの早期発見と対応」（7ヶ所）

ドメスティック・バイオレンスに関するセミナーの開催

2004年2月5日（愛媛）、14日（秋田）、12日・26日（東京）

■ 海外出張

台湾（2月10日～14日）

インドネシア（2月16日～21日）

韓国（予定）

■ 女性尊厳調査研究事業

調査研究報告書の刊行

インド・プーナにおける「女性と司法」専門家会議

■ 2003年1月26日～29日 インド、プーナ

■ 参加者： アルジェリア、チリ、インド、日本、マダガスカル、ルーマニアより、国連人権促進保護小委員会委員。アジアを中心に、インド各地のNGOおよび地方政府関係者。マレーシア、フィリピン、タイ、ジュネーブからは国連人権高等弁務官事務所の上級アドバイザーなど。

過去3回、アジア女性基金では国連人権促進保護小委員会(人権小委)のメンバーを中心に、司法制度の中でどのように女性の尊厳と人権を守るかについて論議して来ました。本来、権利と保護を男女平等に保障し論議すべき司法制度の中で、女性が被害を訴えることが出来ない国、被害者の同意がないと起訴できない国/出来る国、多くの国が是認している治外法権による犯人引渡しの問題、裁判なしの拘禁が日常的に行われる国、警察や刑務所における女性の性被害の問題などさまざまな人権侵害や不利益の具体的な例が報告されてきました。

今回、インドで開催した会議の目的は、各国の司法制度関係者に「女性にとって公平な制度」の原則とガイドラインを提案することにあります。ガイドラインは背景および前文に続いて、公正さを損なう事情や影響、暴力の被害、暴力の形態、家族法の問題点、外国人労働者の権利、保護拘留、女性被告人、拘留状況、国内外でのガイドライン実施と今後などについて65項目、11頁からなっています。和英の小冊子にして、国連人権小委員会を通して広く各国の司法関係者の参考になることを希望しています。

参加者は、人権小委員が6名、アルジェリア、チリ、インド、日本、マダガスカル、ルーマニアからでした。その他アジアを中心に、インド各地のNGOおよび地方政府関係者に加え、マレーシア、フィリピン、タイ、ジュネーブからは国連の人権高等弁務官事務所の上級アドバイザーも参加しました。今回会議を開催したプーナは、インド第3の都市ボンベイ(現在はムンバイと呼ばれています)から車で4時間の古い町で、マハラシュトラ州に位置しています。興味深かったのは、同じインド国内からの参加者さえもプーナの街の看板が読めず、プーナの人たちと会話するには通訳が必要であった現実で、多様な言語と民族を抱える国で共通認識やルールをつくっていくプロセスを、参加者たちが体験的に知る機会となりました。

会議の議長であった中央大学教授で、人権小委員会の委員でもある横田洋三先生は、公開フォーラムの冒頭、戦後、まだ荒廃していた日本にインドのネル首相から象が贈られ、首相の娘の名前・インディラと名づけられて子どもたちを長い間魅了したこと。そのため、日本人はインドに対して大変親しみの気持ちを持っていると挨拶され、大歓迎を受けました。専門家会議および公開フォーラムの一部には、インドの検事総長であり、人権小委員でもあるソラブジー氏も前年の会議に引き続き出席されました。参加者はスラムの改善運動や女性の自立プログラムに関する体験研修も行い3泊4日の会議を終了しました。

「女性と司法制度」の原則とガイドライン勧告

序文

本論はアジア女性基金が行った4回にわたる女性と司法に関する専門家会議で取り上げられ、論じられた事柄の到達点である。これらの会議で専門家たちはある種の慣習、とくに女性に対する差別に注目し、こうした慣習と取り組む勧告を行った。したがって、こうした事柄の中には新しい問題ではないものも含まれているだろうし、さまざまな国ではすでに取り組まれている問題もあると思われるが、会議ではとくに女性が実際に司法制度で出会う現実や体験に目を向けたのである。

さまざまな社会に属している女性たちは、法律体験もまたさまざまであり、したがって、現在論じられているこうした問題が実際の現場で確実に改善されることが重要である。

前書き

世界人権宣言がすべての人の尊厳と価値を宣言していることを想起し、

女性の保護は強い法の支配と司法の独立に依存することを信じ、

法制度と社会秩序は歴史、文化、伝統と切り離せない関係にあり、家父長制文化や宗教的態度と実践に影響され、それらが法制度と社会におけるジェンダーの不平等を引き続き支持し固定化していることを憂慮し、

実際の法制度はこうした影響を意識し、状況の変化および正義と平等という概念に基づいて、その矯正をもとめなければならないことを認識し、

一部の司法権はすでに、女性とくにさまざまな差別を受け、さまざまな面で弱い立場に立たされている女性に対する保護を促進するため、積極的行動を導入する努力を傾けてきたことに注目し、

国、地域、国際レベルで女性の状況を改善する措置の一部として、以下の原則とガイドラインを探求し採用するよう勧告する。

司法はすべての人にとって平等という推定

1. 多くの法制度、司法制度は、すべての人は法の前で平等であり、法の利用と法による保護は平等である、という原則に立って運用されている。この推定は、実質的な平等を保障する法と国際条約の下でのジェンダーの平等、差別をしないという原則を適用できることが前提となっている。
2. 現実には、一貫した差別を認める憲法や法律が存在しており、これは根絶しなければならない。憲法や法律ではジェンダー／性差別を禁止していたとしても、実際にはジェンダー／性差別が存続している国もある。こうした差別的やり方の原因を調べ、それを取り除くための措置を取るべきである。

司法を左右する影響力

3. 歴史を通じて作られ進化してきた法律と法制度は、ジェンダーの偏見をもち、伝統的な女性観に影響され、したがって手続きでも明文化された部分でもジェンダー差別を免れない推定や神話にどっぷり浸かっている。
4. 平等の基準をふくめ法律や法制度は、参照の枠組みとして男性に基づいて解釈することはできず、男女の差を組みこまなければならない。
5. 平均して、女性のほうが貧しく、教育程度も低く、情報も少なく、立場も弱い。そのため基本的人権を侵害されやすい。女性はまた、地域でも国レベルでも意思決定のプロセスに参加できる度合いが少ない。女性の社会的地位の弱さ、先祖伝来の不利な立場が構造的な不利益とあいまって、女性を被害者にしやすくしているだけでなく、法制度の下での女性の地位を弱くしているのである。
6. 女性の社会立場が弱いところから、女性は政治、社会、経済すべての面で恵まれず、不均等な損害を受けているので、ジェンダーに対する無知やジェンダーに関する中立は、女性の法的、社会的地位が男性と平等でない限り、正義をもたらさないであろう。
7. 行動基準を決める法的原則もまた、女性に対処するときは筋の通った男性の視点だけでなく、筋の通った女性の視点も考えるべきである。男性の視点は女性の視点と異なることは実証済みだからである。
8. 女性の不利な立場は法廷という単純なレベルにとどまらず、言語、実体法と手続法、裁判手続き全般にまで作用する。例えば、女性の証人/専門家/被害者/被告が使う言葉は、地方、国の裁判、国際法廷で使われる言葉とは異なる。
9. 弁護士をつけることができれば、その人の事件はかなりの程度公平な審問が期待できるだろう。とくに非常に多数の女性がいまだに読み書きできないとなればなおさらである。法律言語を理解し把握することは、たとえ識字力のある訴訟当事者でも難しく、弁護士のいないところで裁判手続きを進めることはできない。可能なかぎり、女性には法的援助を利用できるようにすべきである。
10. 警察、弁護士、判事、社会は必然的に、女性にたいする固定観念や偏見に影響される。女性が弱い立場にあること、女性の視点を理解することに焦点をあて、法執行官、弁護士、判事、コミュニティの意識化を緊急にはかる必要がある。
11. したがって、国の当局者は法制度、司法制度を通じて女性の保護を拡大すべく何らかの手段を講じるべきである。現行の法制度の仕組みに特別の目を向け便宜をはかることで、法の下でこうした偏見の均衡を取らないかぎり、法制度は、刑事および民事の裁判を行う女性に対する公平な処遇と実効性のある保護を保証できない。
12. ジェンダーに基づく差別は間違いであり容認できないという態度を、国の当局者は明確にすべきである。意識の向上を優先課題とし、メディアに対し前向きな役割を取るよう奨励しなければならない。

暴力の被害者/サバイバーとしての女性

13. 家庭や公共の場また職場でも日常的に暴力を受けている女性は少なくない。女性は男性よりも暴力からの自由といった基本的人権を侵害されやすいのである。重要なのは、あらゆる形態の暴力を有罪とし、そうした暴力を廃絶することである。
14. 女性が暴力を加えられた時に示す対応は、その暴力を通報したり中止させようとする試みが、社会的、文化的、経済的に支持されるかどうかにかかっている。
15. 性暴行事件においては、法は女性に対する固定観念や偏見が存在することに気を配らなければならない。性暴行はレイプからセクハラ(普通、性的いやがらせと言われるもの)にまでおよぶ。性暴行事件には裁判所が事実認定を行わないという性質があるが、これはセクハラのように重大な身体的損傷がない場合でも改めなければならない。同じように深刻なトラウマを与えるからである。
16. 社会が性暴行の被害者を非難し排斥する傾向があることが、被害者のトラウマをいっそう倍化させる。男性の犠牲になり男性から攻撃される女性はまた、家族はコミュニティに「不名誉」をもたらしたとみなされ、さらにまた家族やコミュニティの暴力にさらされる。こうした要因によって女性は、被告の訴追を追い求めたり継続することはおろか、こうした事件を通報する気力も奪われてしまう。供述の撤回をそのまま受け入れるべきではなく、裁判で厳しく調べるべきである。家族とコミュニティの支援が不可欠である。
17. 被害者支援が非常に重要であり、国と非政府組織は被害者を助け、訴追のプロセスや裁判手続き、家族やコミュニティとの対応などに親しめるよう便宜をはかることが可能である。関連の事件について被害者の代弁ができる擁護者を用意する配慮も欠かせない。
18. 社会、医療、法的サービスを統合することで、例えばレイプのような暴力を受けた女性被害者のトラウマを減らすことができるだろう。女性に警察と病院の間を往復させるべきではない。NGO やコミュニティによる被害者のカウンセリング、情緒的、心理的支援も、暴力の被害者をエンパワーするという目的のために提供すべきである。
19. 通報を促すため、法は被害者(および証人)の保護を研究すべきである。裁判官は被害者(および証人)の身元を明らかにするような詳細の非開示を命じる決定権を与えられるべきである。ただし、公平かつ透明な裁判を受ける被告の権利と公共の利益を危険にさらしてはならない。訴訟手続きという公共の安全保証を確保するという目的で、一部の開示は必要であることは注意すべきである。
20. 通報の遅れによって告訴の真正に反する推定がある裁判(管轄)権で生じた場合、それを再考すべきである。社会的トラウマという観点から、通報の遅れによってレイプ被害に反する推定を立てるべきではない。
21. 女性を暗に被害者ないし容疑者として示す判決は信じられない。こうした偏見がはっきり見られるのは、性暴行や家庭内暴力の被害者証言を確証するために、他の犯罪では求められない証

言が必要とされることである。また、被害者の他の男性との過去の性関係といった無関係な事柄を、レイプ事件での証人の信用性として受け入れることも改めるべきである。

22. 裁判手続きは女性被害者の不安をかきたてる。被害者に出廷して証言をし、証拠を提出するよう求める一方で、性犯罪の女性被害者には特定の日を向けるべきである。裁判所によっては、被害者は被告のいないところで証言することを許されている。このやり方をとれば、女性被害者は裁判手続きというトラウマの体験を軽くすることができる。
23. 刑事事件で訴追の開始について被害者の同意を求める場合、女性被害者は訴追するなという不当かつ容認できない圧力を受ける可能性がある。こうした裁判で被害者の同意を要求している裁判所は、これを再検討し撤回すべきである。
24. 裁判所によっては、被害者は刑事訴訟の中で補償を請求できるところもある。別個に補償のための裁判を起こす必要はない。このやり方は探求されるべきである。
25. 虐待する夫に判決を下す際、被害者が経済的に虐待者に依存していることを考慮して、適切な判例によって懲役に代わる別の処罰を探求すべきである。
26. レイプその他の重罪事件では、裁判官は被害者と共に訴追する、ないし被害者が訴追に加わることを許可する決定権を持つべきである。

レイプ

27. 裁判権の中には、ペニスのワギナへの挿入を条件にしているところもある。いくつかの裁判権で行われているように、レイプの定義を被害者の尊厳に対する損傷、被害者の体験を考慮にいれて広げる必要がある。
28. 保護拘束下のレイプ事件では、自発的承認があったという証明は、被害者を保護的監督下に置いていた人間の責任とすべきである。
29. 夫婦間レイプは重罪と認められるべきである。

人身売買

30. 女性と子どもの人身売買には領土権の問題がかかわってくる。英米法を持つ国々は、治外法権を進んで適用しようとはしない。とくに、治外法権の執行が難しいときはそうである。だが、一部の国では、国外の市民が犯した女性に対する犯罪事件について、一事不再理のルールに違反しないという条件で、治外法権を是認している。(3)
31. 人身売買の被害者となった女性は、身の安全が保証されてはじめて帰還すべきである。

家庭内暴力

32. 家庭内暴力は重大な人権侵害である。多くの国の法律が、家庭内暴力を法の下で扱い根絶

すべきだと認識すべきである。(4) 家庭という個人的領域と公共の領域との区別は、暴力がふるわれた場合には突破するべきであり、法はそうした暴力を予防し、加害者を処罰し、被害者を保護しなければならない。

33. 家庭内暴力が起きた場合、夫婦性交権の回復といったその他の法的原則を阻むべきである。この権利は暴力の加害者が利用していることが証明されている。

34. 和解は暴力や暴力の脅威がない環境で、被害者の同意があつてはじめてなされるべきである。法律は人の身の安全に対する基本的権利の引き続く侵害を助けることはできない。

35. 裁判権の中には、刑事犯を重傷や武器を伴う審理できる罪と、そうでない罪にわけているところもある。審理できる犯罪は、警察が権利として介入し捜査できる。軽い傷を伴う審理できない犯罪の場合は、検事ないし下級裁判官の命令なしには警察は捜査できない。家庭内暴力は繰り返し遂行される審理されない犯罪であることが多いので、法律で家庭内暴力を個別の審理できる犯罪とする条項を作るべきである。

「名誉殺人」

36. 家族やコミュニティの「名誉」を踏みにじったとして女性や少女(数は少ないが男性や少年)を殺すというのは由々しき犯罪だが、この問題に対する取り組みは十分ではない。こうした違反行為には、女性が自分の選んだ男性と結婚したとか、ボーイフレンドがいる、またはラジオに歌をリクエストしたなどということまで含まれる。時には、家族が女性や若い男性に自殺をけしかけたり圧力をかけることもある。

37. こうした形の殺人は、ラテンアメリカ、南アジア、西アジア、ヨーロッパ、東南アジアの多くの国に広がっている。核して、この種の殺人を犯すのは家族の一員である。

38. 被害者を保護する支援体制はまったくない。国はこうした行動を審理せずにすますこともある。殺しにかかわったりそそのかす家族らは軽い罰で済んでいることは周知の事実である。こうした形態の殺害は他の殺害と同様に扱うべきである。一部の裁判所が行っているように、加害者に「追放処分」といった軽い判決を下すやり方は止めるべきである。

39. こうした暴力や暴力の脅しに直面している女性は、国内の当局ならびに亡命を認めるなど国際社会による保護の権利を認められるべきである。

女性と少女を傷つける慣習

40. 有害な女性性器の切除、女子の胎児殺し、女児殺しといった女性や少女を傷つけるいくつかの慣習は、由々しき犯罪とみなされるべきである。加害者は処罰され、適切な判決を下されるべきである。

家族法

- 4 1. 国は特別の家庭裁判所をもうけ、特別の訓練を受けて家庭という範囲内で個人々人を守るという意識をもった判事をおくべきである(判事は可能なかぎり男女同数とする)。家庭裁判所の目的のひとつは、紛争の技術的解決はできるだけ避け、別の解決法を組みこむことにある。
- 4 2. 当事者どうしが合意すれば離婚は認められるが、実際には当事者は意志決定のプロセスで平等ではない。
- 4 3. 家庭裁判所は女性が不利な立場にあることに敏感であり、こうした女性に必要な支援を与えなければならない。家庭裁判所はジェンダーの意識をもつカウンセラーやソーシャルワーカーの法廷での援助を奨励し、可能であれば裁判の公平かつ迅速な処理の必要に配慮すべきである。
- 4 4. 離婚、子どもの扶養と後見といった問題で、社会的に不利であるがゆえに女性は不当に影響を受ける。法律はこうした不均衡を是正すべきである。
- 4 5. 女性が経済的に配偶者や家族に依存しているという問題に取り組む必要がある。女性は往々にして家族の世話をすることを求められ、家の外で稼いだり収入を得る能力を失ったり制限されるからである。そのため女性は別居や離婚するだけの十分な経済的手段を持っていないのである。
- 4 6. 収入のない配偶者(たいていは妻)は、妥当かつ適切な形で扶養されるべきである。
- 4 7. 妻に結婚資産の分配を受ける権利を認めている裁判権は少なくない反面、家族の世話をすることで資産を得るために果たした金銭以外の貢献については、まったくないし不十分にしか認められていない。結婚している間に所得した財産はすべて、配偶者の平等の資産であるという原則を法的に確立すべきである。
- 4 8. 離婚後、子どもの後見人となった配偶者は、子どものための適切な扶養料とシェルター(住居)を与えられなければならない。さらに、扶養料は子どもが無事に生きられるために不可欠であるため、これが時宜を得て提供されるよう、法で認め、執行しなければならない。
- 4 9. 宗教の影響力が強い法律の下では、女性は離婚/婚姻の無効宣言、夫との別居を手に入れるのは不可能、あるいは非常に困難である。夫の側に夫婦性交の権利回復命令を申請したり取得する力があることもあいまって、女性は時として虐待を伴う結婚や失敗した結婚に実際的な救済策は何もないまま、耐えざるをえないのである。法は配偶者双方が離婚/婚姻無効宣言/別居を平等に求めることができると、認めるべきである。
- 5 0. 結婚無効宣言の場合、子どもも必ず守られるようにすべきであり、子どもを非嫡出子とみなすべきではない。子どもの相続権の保護と子どもの貢献は、子どもにとって最善の利益にもとづき決定される。
- 5 1. 法的結婚によらず生まれた子どもも同じように嫡出子とみなされるべきであり、子どもには何の罪のない行為を恥じやかからかいの対象にしてはならない。一部の裁判権では、非嫡出子も嫡出子も同じように父親の財産の相続権を認め、父親の名前を名乗ることを認めている。子どもの保護とい

う目的から、こうしたやり方を促進すべきである。

外国人労働者

- 5 2. 家事労働者をふくめ、外国人労働者の多数は弱い立場に置かれている。彼らの多くは外国で長年働いている。家事労働者は他の労働者と異なり労働法によって守られてはいないこともある。
- 5 3. 虐待その他の理由で提訴する必要がある外国人労働者は、退職を強制されることなしに提訴が認められるべきである。もしその時点で退職が義務づけられれば、訴訟が未定の間、働くことができず、したがってビザの延長もできない可能性がある。

女性の保護拘束

- 5 4. 犯罪の被害を通報した時点で女性が身の危険にあう場合がある。裁判権の中には、こうした女性を保護拘束のもとに置いている。留置場の外からの暴力から守るため、他の犯罪者と一緒に留置場に入れることもある。また、家庭内暴力その他の暴力から女性を守るため、裁判所命令によってどこかのシェルター／ホームに送りこむ場合もある。女性の身の安全をはかって留置場以外の場所に拘束するときは、女性自身の要請に基づき(期間も女性が決める)、脅しを封じ込めることができない場合の最後の手段とすべきである。可能であれば、女性被害者を脅している人を拘束すべきであって、女性被害者を拘束すべきではない。
- 5 5. 国によっては、女性が刑期を終えても、男性の家族が後見人として迎えにこないかぎり釈放されない。この慣習は容認できない。場合によっては、女性が刑期をつとめた後も監獄で苦しむという結果を招くからである。

被告となった女性

- 5 6. 犯罪の被告となった女性はさらに弱い立場にたたされ、とくに尋問の場でひどい扱いを受ける。女性の性的、ジェンダーゆえの弱さが利用されるのである。こうしたやり方は廃止すべきである。
- 5 7. 女性は受け身で、自己犠牲をいとわず、世話をするものという期待が社会にあるため、罪を犯す女性に社会はとくに厳しい。その結果、女性は警察、検察官、法廷および刑事制度によってとくに過酷な扱いを受ける。被告となった女性は平等の処遇を受けるべきであり、ジェンダーゆえの処罰は受けてはならない。

拘束下の状況

- 5 8. 拘束下にある女性は尊敬と尊厳をもって扱われるべきである。例えば、男性担当者の前で身体検査をしてはならない。拘束された女性の尋問や医学検査は、有能かつジェンダー意識をもつ女性担当者が行うべきであり、かつ身分証明書を常時身につけているべきである。

59. 設備の整った個別の収容所(セクション)や刑務所を維持すべきである。過密化を避ける措置を講じるべきであると共に、職員は拘束された女性の必要がわかるジェンダー意識を持つべきである。
60. 収容所の場所はできるだけ収容された女性の居住地の近くを心がけるべきである。家族や友人、法的助言者などがしばしば訪れ、囚人が孤立しないためである。女性に子どもがいる場合は、子どもの定期的面接や家族に対するカウンセリングなど、特別の必要に応えるべきである。幼い子どもを持っている女性のためには、収容所内に特別の施設を設けるべきである。
61. 女性囚人は収容されている間に教育、職業訓練、カウンセリング、更生プログラムなどの機会を提供されるべきである。釈放後の社会復帰を助けるためである。
62. 拘束下にある女性は、人権の濫用や拷問(女性の性的無防備を利用する拷問もふくめ)にさらされやすい。こうした虐待をおこなう職員は処罰されるべきであり、立証責任は女性を拘束している側の人間に求めるべきである。

実施とフォローアップ

63. 法制度の下で女性の平等を保障するには、地方、国、国際レベルで個人や組織、公務員が一致した努力を傾けることが必要である。このガイドランでは司法制度における女性の平等をはばむ重要な障害を明らかにし、原因の多くを指摘し、状況改善の提案を含めている。以下に掲げるのは、さまざまな関係者がこれらのガイドラインを利用するためのいくつかの方法である。
64. 国際的行動
- (a) 国連
- 国連機構の中で、人権組織が行動を起こし、各国レベルで女性の法的平等を促進するために必要な改革を促すことができる。こうした行動には、モニタリングの進展を目的とした問題に関し、さまざまな国連機関が行う集中的かつ定期的議論も含まれる。
- (b) 国連人権促進保護小委員会
- この小委員会は正義の執行に関する作業を拡大して、司法制度における女性の問題も含めることができ。これによって、問題と可能な解決策を明確にするとともに、開発における女性の平等の影響が明らかになるだろう。
- (c) 国連条約当事国
- これら当事国はこのガイドランを使ってそれぞれの権限がおよぶ領域で、司法制度における女性の平等にとっての問題、行動の必要を明らかにすることができる。
- (d) 国連の特別手続きの仕組み
- これらの作業グループや特別報告者なども、このガイドランにある資料を利用して、司法制度における女性の平等にとっての問題点、必要性や行動を明らかにすることができる。

(c) 人権高等弁務官事務所(OHCHR)

OHCHRは平等の問題に関する仕事にこれらのガイドラインを使い、また技術的援助計画の作成にも役立てることができる。

(f) 開発と援助の国際組織

こうした組織はこのガイドラインがプロジェクトの策定と検討に役立てられる。開発と援助プロジェクトを通じて司法制度で女性が平等の権利をもつことが守られ強化されるからである。

6.5. 国レベルの行動

国の関係者、政府、NGOおよび市民社会組織は、このガイドラインを使って司法制度下の女性の平等についての情報を発展させることができる。このガイドラインはまた、司法制度における女性の平等の権利尊重を促進し、保障する手段としても役立つ。司法制度における女性の平等を保証する一致した努力を通して、国による状況診断とその後の行動計画の開発が可能である。

Recommended Principles and Guidelines on
WOMEN in JUSTICE SYSTEM

Introduction

This is the culmination of the issues raised and discussed at four meetings on the topic of women and justice by experts organised by the Asian Women's Fund. In these meetings certain practices, which discriminate against women were highlighted, by the experts and recommendations made to address these practices. Therefore whilst some of these issues may not be new and the international community and different states have indeed addressed some of them, what the meetings have brought to bear are the actual realities and experiences of women particularly in their encounters with the justice system.

Women from different communities bring with them different experiences with the law and therefore it is important to ensure that these issues, which are now discussed, are translated into good practices at the ground level.

Preamble

Recalling that the Universal Declaration of Human Rights proclaims the dignity and worth of every human person;

Believing that the protection of women depends on strong rule of law and independence of the judiciary;

Concerned that the legal system and the social order is deeply embedded in history, culture and tradition and influenced by patriarchal cultural and religious attitudes and practices which continue to support and entrench gender inequality in the system and society;

Recognising that a live system of law must be conscious of these influences and seek to remedy them based on changing circumstances and concepts of justice and equality;

Noting that efforts have been made in some jurisdictions to introduce protective and affirmative actions in order to provide better protection for women and in particular women who suffer from multiple discriminations and/or are susceptible to multiple vulnerabilities;

It is hereby recommended that the following principles and guidelines be explored and adopted as part of the measures to improve the situation of women at national, regional, international levels.

The Presumption of Equal Access to Justice

1. Many legal and judicial systems operate on the principle that all persons are equal before the law and have equal access to the law and protection under the law. This presumption is premised on the applicability of gender equality or non-discrimination principles provided under the law and international instruments, which guarantee substantive equality.

2. In reality some constitutions and laws do permit systemic discrimination, which must be eradicated. Even in countries where the constitution and law prohibit gender/sex discrimination, in practice gender/sex discrimination persists. The causes of these discriminating practices should be examined and measures be taken to eliminate them.

Influences Affecting Justice

3. Law and the legal system, created and evolved throughout history is steeped in presumptions and myths that are gender-biased and influenced by traditional perceptions of women and therefore embed gender discrimination both in its procedural and substantive parts.

4. The law and legal process including standards of equality cannot be construed on men as a frame of reference but must incorporate the differences between men and women.

5. On average women are poorer, less educated, less informed and more vulnerable to have some of their basic human rights violated. Women are also under-represented in decision-making processes in both local and national levels. Women's weaker social status and ancestral disadvantages together with the systemic structural disadvantages contribute towards the victimisation of women and weaken their position under the legal system.

6. As women are politically, socially and economically disadvantaged and suffer disproportionately due to their vulnerable position in the society, gender blindness or gender-neutrality will not bring about justice unless the legal and social status of women is equal to that of men.

7. Legal principles regulating standards of behaviour must also look at a reasonable woman's perspective rather than solely a reasonable man's perspective when dealing with women since men's perspective has proven to be different from that of a woman's¹.

¹ Such as the reasonable person's test/approach (reasonable man on the Clapham omnibus / la gestion du bon père de famille) which do not take into account that the reasonable man's behaviour is different from that of a reasonable woman's e.g. in determining reasonable response to a threat which a man would not find threatening like stalking.

8. Women's disadvantage plays itself out in the simple level of the courtroom as well as the more complex role of language, substantive and procedural law and court procedures generally. For example, the language used by women witnesses/experts/victims/accused is different from that used in courts in the local, national and in the international courts/tribunals.
9. Access to lawyers will to a large extent ensure that a person's case will get a fair hearing particularly when large numbers of women are still illiterate. Understanding and grasping the legal language is far too technical even for the illiterate litigants to manage court proceedings in the absence of lawyers. Legal aid should, as far as possible, be made available to women.
10. Police, lawyers, judges and society are necessarily influenced by stereotypes and prejudices against women. There is an urgent need to sensitise the law enforcement officers, lawyers, judges and the community to focus on respect for all and understanding women's vulnerabilities and perspectives.
11. State authorities must therefore take certain steps in order to provide better protection for women through the legal and justice system. Unless these biases can be balanced under the law by providing special attention and facilities in the present workings of the legal system, the system shall not have the capacity to assure fair treatment and effective protection to women in the criminal and civil process.
12. State authorities must emphasise that attitudes which discriminate on the basis of gender is wrong and unacceptable. Awareness raising should be a priority and the media must be encouraged to take a proactive role.

Women as Victims/Survivors² of Violence

13. Many women live with violence perpetrated against them, whether at home, in public or at the workplace. Women, more than men, are vulnerable to have their basic human rights like the right to be free from violence violated. It is important to criminalise all forms of violence and to abrogate such violence.
14. Women's response to violence perpetrated against them varies depending on social, cultural and economic support to their attempt to report and/or stop the violence.
15. The law must be alert to the existence of stereotypes and prejudices against women victims in sexual assault cases, which range from rape to sexual harassment (normally called eve teasing). The non-cognisance nature of sexual assault cases must

² Whilst acknowledging the discourse on the use of the terms "victims" or "survivors" to refer to women who suffer violence, these guidelines have adopted the word victims as most laws and international instruments use the term "victim".

be changed even when they do not involve grievous physical injuries like sexual harassment because the trauma can be equally serious.

16. The victim's trauma is also compounded by society's tendency to blame and ostracise the victims of sexual assaults. A woman who is victimised and attacked by men is also deemed to have brought "dishonour" to her family and community and may in turn suffer further violence from her family or community. These factors discourage women victims from reporting such incidences let alone pursuing or continuing with the prosecution of the accused. Retraction of statements should not be accepted as a matter of course but should be subjected to strict judicial scrutiny. Family and community support is also vital.

17. Victim support is crucial and the state and non-governmental organisations can assist by providing facilities to familiarise the victim with the process of prosecution, court procedure and dealing with the family and the community. Consideration should also be given to providing victim advocate to represent the victim in relevant cases.

18. Integrated socio, medico and legal services will reduce the trauma of women victims of violence, e.g. in rape cases, a woman should not be shuttled between the police and the hospital. Counselling, emotional and psychological support for victim must also be provided through NGOs and the community for the purpose of empowering victims of violence.

19. The law must look into protecting the victim (and the witnesses) to facilitate reporting. The judiciary should be given the discretion to order non-disclosure to the public of particulars, which may identify the victims (and witnesses) without compromising the rights of the accused to a fair and transparent trial and public interest. It is noted that some form of disclosure is necessary for the purpose of ensuring public scrutiny of the legal process. The media has a special role and responsibility and it must be sensitive to the needs of protecting the victim.

20. The presumption against the authenticity of the complaint raised in certain jurisdiction due to delayed reporting should be re-considered. In some jurisdictions, in view of the social trauma, no presumption is raised against a rape victim due to delayed reporting.

21. Decisions of the courts indicate that women either as victims or as suspects are not believed. These prejudices evince themselves in the necessity of prosecution to corroborate sexual assault and domestic violence testimonies of victims beyond what is required in other crimes and the acceptance of irrelevant factors like the victim's sexual history with other men as relevant to her credibility as a witness in rape cases must be changed.

22. Court proceedings can be very unsettling for women victims. Whilst justice demands that the victims appear in court to give testimonies and provide evidence, particular attention must be given to women victims of sexual crimes. In some

jurisdictions, the victims are allowed to give testimonies otherwise than in the presence of the accused. This arrangement helps in reducing the traumatic experience of court proceedings for women victims.

23. Requiring consent of the victim for commencement of prosecution in any criminal case may present undue and unacceptable pressure on a woman victim not to prosecute. Laws in some jurisdictions, which require the victim's consent in such cases should be reviewed and repealed.

24. In some jurisdictions, victims can claim compensation within the criminal proceedings so that victims are not required to commence separate actions for compensation. This practice should be explored.

25. In sentencing abusive husbands, the financial dependence of the victim on the abuser must be taken into account and alternative punishments to jail sentence should be explored in appropriate cases.

26. In cases of rape and other serious crimes, the judicial officer should have the discretion to permit the victims to proceed with or participate in the prosecution.

Rape

27. Some jurisdictions require that there be penetration by the penis into the vagina. There is a need to broaden the definition of rape taking into account the injury to the dignity of the victim and the victim's experiences as is being done in certain jurisdictions.

28. In cases of custodial rape law, the burden of proving voluntary consent should be on the person in whose protective custody the victims may be.

29. Marital rape should be recognised as a serious crime.

Trafficking

30. Trafficking of women and children involve issues of territoriality. Most common law countries do not encourage extra-territorial applicability particularly when their enforcement is difficult. In some countries however, extra-territorial jurisdiction is upheld in cases of crimes committed against women by citizens outside their country, provided it does not breach rule against double jeopardy³.

31. Women who are victims of trafficking should only be repatriated to their home countries if there is no danger to their security.

³ See also UN Recommended Principles and Guidelines on Human Rights and Human Trafficking (E/2002/68/Add.1))

Domestic Violence

32. Domestic violence is a serious violation of human rights. The law in many countries should recognise that domestic violence must be eradicated by bringing the law to bear on such cases⁴. The issue of separating the private sphere of the home and the public sphere must be breached in cases where violence has been committed and the law must act to prevent such violence, punish the perpetrators and protect the victims.

33. Other legal principles of law such as restitution of conjugal rights, which have been proven to be accessed by the perpetrators of violence, should be checked when domestic violence has been committed.

34. Reconciliation must only take place in an environment free from violence and threats of violence and with the consent of the victim. The law cannot lend itself to the continuation of violation of a person's basic right to security and safety.

35. In some jurisdictions, criminal offences are divided into cognisable offences involving grievous physical injury or weapons where the police can intervene and investigate as of right. In cases of non-cognisable offences involving simple hurt, the police cannot investigate without further order from either the prosecutor or the magistrate. As domestic violence often take the form of repetitive commission of non-cognisable offences, provisions must be made in the law to recognise domestic violence as a separate cognisable offence.

"Honour Killing"

36. Killing of women and girls (and less frequently, men and boys) for alleged transgressions against the family and community "honour" is a serious crime but insufficient steps have been taken to address this issue. These transgressions include a woman marrying a person of her choice, having a boy friend or even requesting a song on radio. Sometimes family members instigate or pressurise young women or young men to commit suicide.

37. This form of killing is widespread throughout the world including many countries in Latin America, South Asia, West Asia, Europe and South East Asia. Generally a person who commits this kind of killing is a family member of the victim.

38. There is absence of any support systems to protect the victims. States sometimes fail to take cognisance of such actions. The family members involved or abetting in the killing are known to receive minor punishment. This form of killing must be treated as any other killing. The practice in some jurisdictions of sentencing perpetrators lightly such as *destierro* should be stopped.

⁴ See Model Domestic Violence Legislation submitted by the UN Special Rapporteur on Violence Against Women

39. Women who face such violence or threats of violence should be recognised as being entitled to protection both by the domestic authorities as well as the international community such as granting of asylum.

Practices Against Girls and Women

40. There are some harmful practices against women and girls including harmful female genital mutilation, female foeticide and female infanticide must be considered as serious crimes. The perpetrators should be punished and sentenced with proper and adequate sentencing.

Family Law

41. States should create specialised Family Courts with specially trained judges (as far as possible, reflecting gender parity) who are sensitised to protect individuals within the family unit. One of the objectives of these courts should be to emphasise a less technical approach to settlement of disputes by incorporating alternative dispute resolution techniques.

42. Although divorce is granted when the parties mutually agree to do so in reality the parties are not equal in decision-making process.

43. The Family Courts must be sensitive to disadvantages suffered by women and provide the necessary support to such women. The court should encourage gender-sensitised counsellors and social workers to assist the court where possible by giving due regard to the need for fair and expeditious disposal of cases.

44. In matters of divorce, maintenance and custody of children, women are unduly affected due to their social disadvantage. The law has to be amended to address this imbalance.

45. The issue of women's financial dependence on her spouse and family must be addressed particularly as women are often asked to be the principal caregiver for the family and therefore forfeit/restrict their ability to earn or generate income outside the home. This renders women without sufficient financial means upon separation/divorce.

46. Reasonable and adequate maintenance should be provided under the law for the non-income earning spouse (often the wife).

47. While in many jurisdictions, wives are entitled to division of matrimonial assets, their non-monetary contribution to the acquisition of the matrimonial assets by being the principal caregiver is either not or insufficiently recognised. The law should establish the principle that all the property acquired during the marriage belongs to the spouses equally.

48. The spouse having custody of children after the divorce must be provided adequate maintenance for the children and shelter (housing). The law must also recognise and enforce the timely provision of maintenance as it is essential for the survival and well being of the children.

49. Under most laws influenced by religion, it is impossible or difficult for a woman to obtain a divorce/annulment or be separated from her husband. Coupled with the ability of the husband to apply for and obtain an order for restitution of conjugal rights, a woman is sometimes forced to stay in an abusive or failed marriage with no real remedy. The law should allow both spouses equal access to divorce/annulment/separation.

50. In cases of annulment, protection must be extended to children and be not regarded as illegitimate. Protection of a child's inheritance and custody of a child is to be determined on the basis of the best interest of the child.

51. Children born out of relationships other than legal marriages must similarly be regarded and declared as legitimate and should not be subjected to shame and ridicule for acts for which they are innocent. In some jurisdictions, children whether legitimate or illegitimate are entitled to inherit from the father's estate and/or carry the father's name. This should be encouraged for the purpose of protecting the children.

Foreign Workers

52. Large numbers of foreign workers, including domestic servants are vulnerable. Many of them are in foreign countries for long periods of time. Sometimes, domestic workers are not even protected by labour laws unlike other workers.

53. Foreign workers who are abused or otherwise need to take their matters to court must be allowed to do so without being compelled to resign from the work. If a foreign worker is required to resign then she cannot work during the pendency of the legal case and therefore may not have her visa extended.

Protective Custody of Women

54. Sometimes women are at risk and danger when they report a crime committed against them. In some jurisdictions, these women are placed under protective custody. They are sometimes placed in jails with other criminals so that they can be protected from violence outside the jail. At other times, women are committed by court order into some shelter/home to protect them from domestic violence or other forms of violence. The process of detaining women by order of court for their own safety at other than jails must be only at a woman's request (who decides the duration of such protection) and as a matter of last resort where the threat could not be contained/addressed. If possible,

the person(s) who poses the threat to the women victims should be detained and not the women victims herself.

55. In some countries, a woman is not released after completing her prison term unless a male family member comes forward to take her into his custody. This practice is unacceptable as it results in women languishing in jail even after having served their sentences.

Women As the Accused

56. Women accused of crime are more vulnerable to suffer mistreatment particularly due to methods of interrogation which take advantage of women's sexual/gender vulnerabilities and any use of these methods should be abrogated.

57. Due to the societal expectation of women being passive, self-sacrificing and nurturing, society is less forgiving of women who commit crimes. This may lead to women being more harshly treated by the police, the prosecution, the courts and the penal system. Women accused of crimes must receive equal treatment and not be penalised due to their gender.

Conditions under Detention

58. Women must be treated with respect and dignity while in custody e.g. body search cannot be done in the presence of male officers. Competent and gender-sensitive women officers must carry out interrogation and medical examination of women in detention and they must bear identification at all times.

59. Sufficient and separate (sections) detention centres and prisons be maintained. Steps must be taken to avoid overcrowding and the staff should be gender-sensitised to the needs of women in custody.

60. Effort must be made to locate detention sites within the proximity to women detainees' places of residence so as to encourage visits by family, friends and legal advisers and avoid isolation of detainees. Special needs of women with children must be addressed by providing regular child visits and counselling of family members. Special facilities must be provided for women in custody with young children in the detention facilities.

61. Women detainees should be provided with access to education, vocational training, counselling services and rehabilitation programmes while they are in detention so as to empower them and help them to integrate into society after they are released.

62. Women are susceptible to abuse of their human rights and torture (including torture which takes advantage of women's sexual vulnerabilities) during detention.

Officers who commit these abuses must be punished and the burden of proof should lie on the persons under whose custody the women are detained.

Implementation and Follow-up

63. Ensuring equality for women in the justice system will require the combined efforts of individuals, groups and public officials at the local, national and international levels. The present guidelines identify serious impediments to women's equality in the justice system, point out many causes and contain suggestions to remedy the situation. Sets out below are some ways in which the various actors could make use of these guidelines.

64. International action

(a) *United Nations.*

Within the United Nations system, the human rights bodies can take actions to help bring about the necessary change to promote equal justice for women at the national level. Such actions include focused and periodic debates by the various organs of the UN regarding the problems for the purpose of monitoring progress made.

(b) *The UN Sub-Commission on the Protection and Promotion of Human Rights*

The sub-commission can expand its work on the administration of justice to include issues related to women in the justice system. This would help to identify the problems and possible solutions as well as explore the impact of women's equality on development.

(c) *United Nations treaty bodies*

These bodies can make use of these guidelines to identify in their respective fields of competence, the problems and needs for actions necessary to ensure women's equality in the justice system.

(d) *United Nations Special procedures mechanisms*

These working groups, special rapporteurs etc also may make use of the material contained in these guidelines to identify the problems and needs for action necessary to ensure women's equality in the justice system.

(e) *Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR)*

OHCHR can use these guidelines in its work on issues of equality and in the design of technical assistance programmes.

(f) *International development and assistance organizations*

These bodies will find these guidelines useful in project formulation and review to ensure that the rights of women to equality in the justice system are protected and reinforced through development and assistance projects.

65. National Action

National actors, governments, NGOs and civil society organizations can use these guidelines to develop information on the equality of women in the justice system. These guidelines may also serve as tools to promote and ensure that the rights of women to equality in the justice system are respected. National assessments of the situation and consequent plans of action can be developed in a collective effort to ensure women's equality in the justice system.

2004年2月4日

「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」再提出にあたって
賛同のお願い

岡崎トミ子
千葉景子
川橋幸子
円より子
平野貞夫

昨年、内閣委員会に付託されながら、衆議院解散にともなって廃案となっていた「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を2月中旬、参議院に再提出する準備をしております。近日中「次の内閣」で再提出の了承を得る予定です。

戦時性的強制被害者が高齢となっている状況、国連の委員会等からも日本政府に対して責任ある対応を求める勧告が続いている状況からも他の戦後処理問題と同様、戦時性的強制被害者問題の解決促進が急がれています。戦後60周年を来年に控え、本法案の成立に向けた動きを確実にしなくてはなりません。

また、この法案は、今年の衆議院選挙においても「民主党政権集一私たちのめざす社会」に明記され、成立を急ぐことが公約の一つとなっております。

皆様のご賛同をいただけますよう、お願いしたいと存じます。

ご不明の点があれば岡崎トミ子までご連絡ください。ご説明にあがります。

よろしくお願い申し上げます。

以上

「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」 成立を必要とする諸状況

アジア女性基金の償い事業終了：

政府はこれまで、「国家責任の問題はサンフランシスコ条約や二国間協定で解決済み」であり、道義的責任は民間基金として設置した「女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）」による償い事業で果たすとしてきた。

しかし基金の「償い金」支給事業は一昨年（2002年）の10月に終了した。多くの被害者が「基金による償い事業は自分たちが求めているものは違う。国家による謝罪で尊厳を回復して欲しい」と事業の受け取りを拒否したままとなった。

（最終的に基金の「償い金」を受け取った被害者の人数は韓国、台湾、フィリピンの3カ国合計で285人と発表されている。）

行政・立法による解決を促す司法：

日本軍遺棄毒ガス処理、中国残留邦人、シベリア抑留問題など、戦後処理が終わっていないことは明白。現在も34件の戦後処理裁判が継続中である。うち、いわゆる「従軍慰安婦」などに関する裁判だけで7件の裁判が係属中である。

これまで多くの判決が事実認定や国際法違反を認定するも、「個人に請求権がない」「国家は法的責任を問われない」と言った判断などにより依然原告側勝訴の事例はない。しかし昨年（2003年）の4月、「山西省日本軍性暴力裁判」の判決で東京地裁が「行政・立法による未来形の解決が望まれる」と政府、国会の対応を促した。

国連の場合でも政府対応に批判：

人権小委員会や社会権規約委員会、ILO 専門家委員会でも度々問題にされている。昨年（2003年）も1月には国連人権委員会で特別報告者が日本政府の対応を厳しく批判し、7月には女性差別撤廃委員会が日本政府に「永続的な解決策を講じるよう」勧告した。

「法案」への被害者・被害国への支持：

戦時性的強制被害者問題解決促進法案も被害者の希望にすべて応えるものではない。しかし、本岡議員をはじめとした立法者の対話の努力が評価され、多くの被害者・被害国議会の支持を得ている。

- ・ フィリピン下院人権小委員会決議（1999年2月）
- ・ 台湾立法院法案支持決議全会一致（2002年10月）
- ・ 韓国国会制定促進決議全会一致（2003年2月）

(2004年2月4日)

「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」について 内容と経緯

内容

- ・ 旧陸海軍の関与の下に行われた、組織的・継続的な性的行為の強制について、
1) 国が謝罪の意を表すること、2) 尊厳と名誉が害された女性の名誉等の回復に資するための措置を国の責任において講じる上で必要な基本的事項を定めることを内容としている。
- ・ 「戦時性的強制被害者問題」の解決の促進を図り、関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成、我が国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することが目的である。
- ・ その他法案が定める規定
 - 国による基本方針の策定に係る規定
 - 関係国の政府等との関係に関する配慮に係る規定
 - 被害者の人権等への配慮に係る規定
 - 国民の理解を得るための努力に係る規定
 - 必要な財政上又は法制上の措置を講じることに係る規定
 - 国会に対する報告に係る規定
 - 戦時性的強制被害者問題解決促進会議の設置に係る規定
 - 施行期日等に係る規定 その他

経緯

- ・ 2000年2月24日、NCにおいて法案審査。提出と賛成の方針を了承。
- ・ 151国会(01年)参院に共産党、社民党と共同で提出(3月21日)。内閣委員会に付託され、趣旨説明。廃案。
- ・ 153国会(01年)参院に再提出(11月14日)。内閣委員会に付託。継続。
- ・ 154国会(02年)参院内閣委員会で初質疑(7月30日)。継続。
- ・ 155国会(02年)内閣委員会で参考人質疑(12月12日)。廃案。
- ・ NCで了承された統一地方自治体選挙政策として、2003年1月党大会で発表。
- ・ 156国会(03年)参院に再提出(1月31日)。内閣委員会に付託。継続。
- ・ 157国会(03年)衆院解散(7月23日)により審査未了、廃案。
- ・ 2003年10月、衆院選にあたり民主政策集「私たちのめざす社会」に掲載(※)。

※「民主政策集—私たちのめざす社会」

戦後処理問題

わが国と近隣諸国の建設的関係の土台を構築するためにも、歴史的事実の真相究明は必要です。その観点から、国会図書館に恒久平和調査局を設置する「国立国会図書館法改正案」の成立を目指します。また、当事者の方々が高齢化していることに鑑み、アジア等の女性に対する旧日本軍による「慰安婦」問題の解決を図るために「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立を急ぎます。また、在日の旧植民地出身軍人軍属の救済を図るため「平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案」は民主党の提案を契機として成立しました。戦後処理問題は幅広く存在しており、今後も民主党として積極的な取組みを進めます。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

右の議案を発議する。

平成十五年一月三十一日

発議者

岡崎トミ子

円より子

千葉景子

川橋幸子

吉川春子

八田ひろ子

吉岡古典

大脇雅子

福島瑞穂

黒岩宇洋

島袋宗康

田嶋陽子

高橋紀世子

参議院議長

倉田寬之殿

大 測 絹 子	大 坂 秀 世	大 門 実 紀 史	緒 方 靖 夫	井 上 哲 士	山 下 八 洲 夫	藤 原 正 司	羽 田 雄 一 郎	辻 泰 弘	高 嶋 良 充	佐 藤 雄 平	小 林 元	大 塚 耕 平	岩 本 司	淺 尾 慶 一 郎
中 村 敦 夫	宮 本 岳 志	富 樫 練 三	大 沢 辰 美	井 上 美 代	山 本 孝 史	堀 利 和	長 谷 川 清	角 田 義 一	高 橋 千 秋	齋 藤 勁	小 宮 山 洋 子	神 本 美 恵 子	海 野 徹	朝 日 俊 弘
山 本 正 和	大 田 昌 秀	西 山 登 紀 子	紙 智 子	池 田 幹 幸	和 田 ひ ろ 子	松 井 孝 治	広 中 和 歌 子	内 藤 正 光	谷 博 之	櫻 井 充	興 石 東	木 俣 佳 丈	江 田 五 月	伊 藤 基 隆
測 上 貞 雄	畑 野 君 枝	小 池 晃	市 田 忠 義	若 林 秀 樹	峰 崎 直 樹	福 山 哲 郎	直 嶋 正 行	谷 林 正 昭	榛 葉 賀 淳 也	佐 藤 泰 介	北 澤 俊 美	小 川 勝 也	池 口 修 次	今 泉 昭
又 市 征 治	林 紀 子	小 泉 親 司	岩 佐 恵 美	藁 科 滿 治	築 瀬 進	藤 井 俊 男	信 田 邦 雄	ツル ネン マル ティ	鈴 木 寛	佐 藤 道 夫	郡 司 彰	小 川 敏 夫	今 泉 昭	

平成十五(二〇〇三)年一月三十一日参議院提出

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律(案)

(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となつていくことにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図り、もつて関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成及び我が国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦時における性的強制」とは、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、その意に反して集められた女性に対して行われた組織的かつ継続的な性的な行為の強制をいう。

2 この法律において「戦時性的強制被害者」とは、戦時における性的強制により被害を受けた女性であつて、旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者であつたものという。

（名誉回復等のための措置）

✓ 第三条 政府は、できるだけ速やかに、かつ、確実に、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名誉が害された事実について謝罪の意を表し及びその名誉等の回復に資するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置には、戦時性的強制被害者に対する金銭の支給を含むものとする。

（基本方針）

第四条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する基本方針（以下

「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

前条に規定する措置の内容及びその実施の方法等に関する事項

- 二 前条に規定する措置を講ずるに当たつて必要となる関係国の政府等との協議等に関する事項
 - 三 いまだ判明していない戦時における性的強制及びそれによる被害の実態の調査に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関し必要な事項
- 3 政府は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(関係国の政府等との関係に関する配慮)

第五条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束との関係に留意しつつ、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力の下に、これを行うよう特に配慮するものとする。

(戦時性的強制被害者の人権等への配慮)

第六条 政府は、第三条に規定する措置を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならない。

- 2 政府は、第四条第二項第三号の調査を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者その他関係人の名

譽を害しないよう配慮しなければならない。

(国民の理解)

第七条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国会に対する報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関して講じた施策及び第四条第二項第三号の調査により判明した事実について報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(戦時性的強制被害者問題解決促進会議)

第十条 内閣府に、戦時性的強制被害者問題解決促進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 第四条第二項第三号の調査を推進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関する重要事項について審議し、及びそれに関する施策の実施を推進すること。

3 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(会議の組織)

第十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（調査推進委員会）

第十二条 会議に、第十条第二項第三号に掲げる事務を行わせるため、調査推進委員会を置く。

2 調査推進委員会は、定期的に、又は必要に応じて、第四条第二項第三号の調査の状況及びその結果を取りまとめ、これを会長に報告するものとする。

3 調査推進委員会の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（政令への委任）

第十三条 前三条に規定するもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律（平成十五年法律第 号）が同法附則第三項の規定により効力を失うまでの間、同法の規定による戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する事務をつかさどる。

附則第四条の二に次の一項を加える。

2 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律が同法附則第三項の規定により効力を失うまでの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる戦時性的強制被害者問題解決促進会議は、本府に置く。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

理由

今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となつていくにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い、戦時性的強制被害者問題解決促進会議における調査推進委員会の設置等に関し必要となる経費は、平年度約千百万円の見込みである。

2003年4月24日 東京地裁判決
判決文から

被害事実の認定：

被害者原告らに対して加えられた日本兵による強姦等の所業は、それが日中戦争という戦時下において行われたものであったとしても、著しく常軌を逸した卑劣な蛮行というほかはなく、被害者原告らが被った精神的被害が限りなく甚大で、原告ら主張のとおり耐え難いものであったと推認するに難くはなく、また、そのような被害を契機として、その同胞からいわれの無い侮蔑、差別などを受けたことも、国籍・民族の違いを超えて、当裁判所においても、優に認め得ることができ、その程度はともかく、これまでに心的外傷後ストレスないし精神的な苛酷状態に陥り、また、そのような状態からようとして脱し得ないことも容易に推認し得るところである。

国際法違反の認定：

「戦争は平時においては許されなかった行為をも許容する」といわれる戦時下の所業であったとしても、これが国際法的に是認されるという余地はおよそなかったものであるといわざるを得ない。

これが国際法の次元においておよそ是認される余地のない、著しく愚劣な蛮行であったという意味では、これを十分に首肯することができる。

「付言」：

戦後五十有余年を経た現在も、また、これからも、本件被害が存命の被害者原告である原告らあるいは既に死亡した被害者原告らの相続人あるいは訴訟承継人である原告らの心の奥深くに消え去ることのない痕跡として残り続けることを思うと、立法府・行政府において、その被害の救済のために、改めて立法的・行政的な措置を講ずることは十分に可能であると思われる。

いわば未来形の問題解決として、…いわゆる戦後補償問題が、司法的な解決とは別に、被害者らに直接、間接に何らかの慰謝をもたらす方向で解決されることが望まれることを当裁判所として付言せざるを得ない。

関係資料

AWF関連

1-2

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

3-13

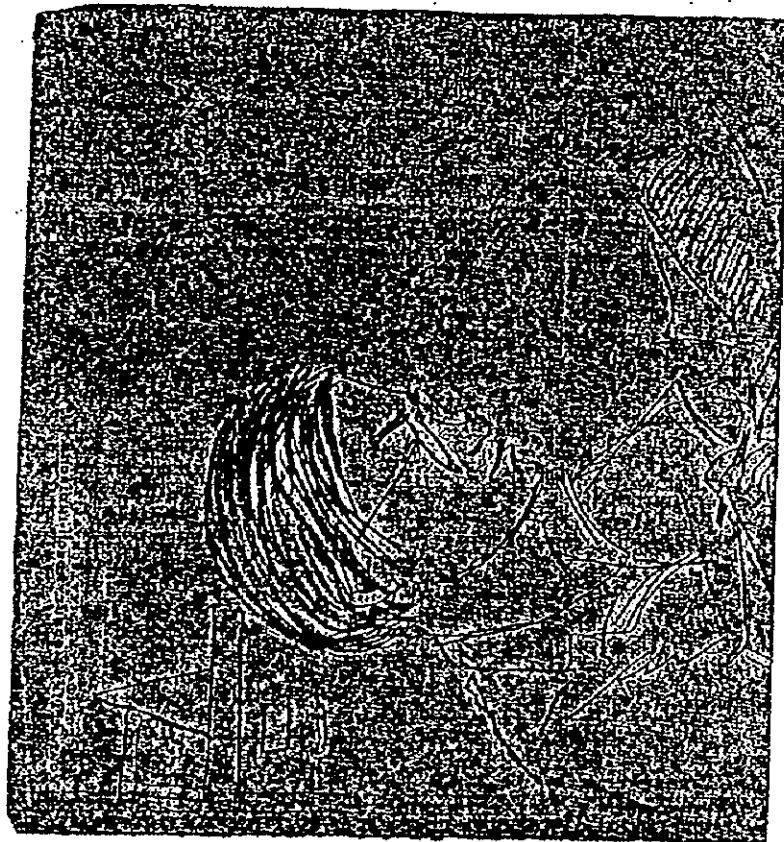
新聞切り抜き 女性・人権問題関連

14-25

戦争が遺したもの

鶴見俊輔に戦後世代が聞く

鶴見俊輔・上野千鶴子・小熊英二



戦争が遺したもの

鶴見俊輔に
戦後世代が聞く



ISBN 978-4-7885-0887-7



¥2800



定価 本体2800円+税



1928028028007

「今こそ、すべてを話そう」

アメリカでの投獄、戦時下の捕虜虐待と慰安所運営、60年安保とベトナム反戦、丸山眞男や吉本隆明との交流……。戦争から戦後を生き抜いた知識人が、戦後60年を前にすべてを語る。

新曜社

鶴見俊輔
上野千鶴子
小熊英二

新曜社

●30ページ

1,000

昭和二十一年の五月
シナワでの捕虜虐待
「慰安所」の内幕
雑誌 1 1,000

1,000

八月十三日の経験
右衛門と鶴見
「戦後の文学」の創刊
丸山眞男と竹内好
五〇年代の葛藤
戦争文学と「戦前」研究
雑誌 2 1,000

1,000

六〇年代
鶴見俊輔の文学と人生の軌跡
三木清と鶴見俊輔
「文学」の創刊と鶴見俊輔
金沢三島庄起と鶴見俊輔
く平運と脱走兵援助
雑誌 3 1,000

それから、戦争がシマの人間がシマにきて税金は払うもまだ、女性を捕虜にすることがあつた。彼等をばらばらに。それで、そのうちここに居る女性を救つた、監に出たんだ。

小熊 じゃ、鶴見さんの本意は、監獄にも関係ないってことか。

鶴見 本来の彼がそんなにかんがへ、監獄に居るのを救ふ事なのだから、そのうち監獄を回してくるんです。敵の施設を調べるの、監獄監理と土地を接収するの、調べるから来る監獄に女性を救はてくるの、ちゃんと「救ふ」。

小熊 土地の接収は「土留り」っていう名前だったんですけど、監獄監理として使われるのは結構だったんです。

鶴見 知っていました。

小熊 土地の接収とか女性の監理のせい、共通したのは監獄ですね。

鶴見 私のケースでは、当時のシマで監獄にいたキリストの軍隊です。

小熊 その監獄はどこから出てくるんですか。

鶴見 もとは全部、機密費です。私は金にあまり関係はなかったからわかるんですけど、機密費は、金庫を開いて、機密費のなかからいくらかとったかだけきかしてあつたんです。何に使ったかは覚えてない。それで、監獄の半蔵監獄まで「機密費」で通つてしまつたんです。

上野 いまおんなじです。知られるとまずい使用とか、接収とかは全部「機密費」。

鶴見 普通の予算、たとえば文庫を買ったとかいうのは、全部使ひ道を詰まなきゃならんんですよ。でも機密費は使ひ放題。

小熊 「戦争のくれた字引き」では、現地で「スベイ救済」が数千人募集されたと、直接を通過したのはほとんど女性で、ほとんどは監獄に送りこまれたり、高級学校慰安のための副郎非難募集にされたと言っていました。

鶴見 それも機密費を使ってやつたんです。私は出納を覚えていたから、わかる。

小熊 それでは、先ほど話が出た麻薬の購入も……。

鶴見 機密費です。まったくいい加減だったと思うな。とくに十五年戦争に入つてからは、どうも、どうもに使われたかわつたものじゃない。

上野 それで連れてこられた女性は、どんな人だったんだ。

鶴見 日本の軍人は、白人の女性が好きでした。シマはオランダの植民地でしたが、オランダ人は収容所に入れられていたんです。だから白人・キリストという、白人と現地人の混血の人びとは、街にいて、そのなかでそういうサーカスに近しい集団がいくらかあつたんです。

上野 「戦争のくれた字引き」では、鶴見さんの当時の同僚が如きのなにかで、監獄の女性を「調遣」してきたと言っていますが、これは実は鶴見さんご本人のことでしょうか。

鶴見 いや、私はそれほど現地の事情に通じていなかった。さっき言ったように、新聞をつくるのが主な仕事でしたから。そういう情報網がある同僚が、どこに行けばそういう女性がいるといったことを案内してもらつた。

上野 そういう女の人たちは、もともと地元の娼館の女性たちですか。それとも、日本の戦後の「スベイ」のときに、戦時中生活に窮した素人の地元女性たちか。

鶴見　主には老翁の、いわゆる縣人の女性たちです。ただルー・キヤクノ場合だけ、田舎者の
そういう土地に就いていた人だともいえるかも。

土曜「読書版」にされた人びとの声だというのは、作家にとってもかなり難があるのだ。一般に聞か
ないのですが、鶴岡さんが雑誌にされたくーと・キキくーの文の人たちは、日本と韓国で引れる一つの
境という自分で築いて来ているということなんですよ。

野見　そうですね。だから、日本軍による虐殺がまだあったというところに入らんのか、ヤークとは、少し違いますね。田んぼで働いていたのを押さえてきたのが、そういうのは私の専門ではございませんでした。

上野 それは地域によって、また場合によって状況は違いますが、鶴見さんの出会った方々、大抵一
般化できません。インドネシアの場合では、オランダ人の女生が収容所で強制売春をさせられて、随
價要求の奴隷になっています。

こういう問題は、「オランダ人」というとまた、どこに線を書くかという問題でもあります。混血がたぐさにいる地域だと、グレーゾーンが広い。一般的な傾向として、混血の女性は、オランダ人が日本軍の敵国民として収容所に入れられていたのに対して、収容の対象にならなかった。一方で白人からは蔑視され、他方で現地の人びとからは猜疑の目で見られていた存在でしたから、孤立した被差別集団であったと同時に、ニ・ニ・カルな規範から自由な集団でもあったのでしょいか。

貞見　そういえるでしょうね。三人から愛護されているからこそ、自由を許されたんでしょ。

上野「戦争のくれた字引き」を読むと、鶴見さんがそういう女性に向ける視線が冷たいなと感じま

した。「将校の命令で酒食の用意をする私達と、原住民のボーイとが、女性たちは、将校の立場に立って見ていた」という記述がありますね。

意見　とまどっていたわけです。そういう女性たちは、私のような下級の者には敬座だったわけです。そして彼女たちを運れて来て、慰安所に使っていた官舎の一部に泊めると、いろいろ言われる。夜中に呼び出されて「サツクを持ってこい」とか、朝にベルが鳴って「朝飯を用意しろ」とか。そんなの、私にとっては、生まれてはじめての体験だから。もう何ていうのか、いままてにない身分に自分がいるんだなあと思っていたわけです。とにかく、「人を殺す仕事よりはましだ」と思っていていました。

上野　ハーフ・キャストで肌が白い女性たちには、日本人に対する侮蔑感があって、将校に向けられない敵意を、立場が下の日本人に向けていたということではないか。

鶴見　そうですね。そういう感じて接された記憶があります。私が自分で見知った二年足らずのシナワの状況でいえば、ハーフ・キヤストの人たちは、それまで純粋な白人から受けた差別を、支配者が交代した機会に取り戻そうとしたと見る。その手段として、日本の高級軍人が自分たちを手に入れようとしていくらか優遇したことを、利用したということでしょう。

上野 日本軍の将校が、白人女性を要求したというのも、やはりレイシズム（人種主義）ですね。

意見 ところで、日本の大アジア主義というの、ひっくり返された白人崇拜なんだ。ジャワでも、現地人より日本人の方が色が白いとか、そういう馬鹿らしいことを自慢する連中が多かった。

45 我神の甘酒を心とくたかきとたかき。

鶴見 韓国から出て来たんです。そうして慰安所を開設した。慰安所というところの名称をどうにしているんですか。

上野 それはどうもどうも言えないんです。

鶴見 土言で言うには、オランダ・キヤス・の、人だちを連れて来てもらった。オランダ・キヤス・は、おなじの人数なんだ。

上野 日本人の「慰安婦」は、どうも言えない。

鶴見 土言で言うには、オランダ・キヤス・で、日本人の「慰安婦」は、何のこともない。それは、慰安所の開設所、それからも一つは、慰安の言葉。言葉というだけで、三味線くちには、慰安の人だ、と、思いますが、土言で言うのは、大阪の方の「赤子」という言葉から来ていた人なんだ。慰安は土言で、下土言で、慰安はまだ、慰安の開設所。日本人と朝鮮人の女性、それに、慰安されて来ていた人、と、思いますが。

小森 白人支配を打破して大東亜共栄圏を築くという趣意なの、日本軍のつくった女性の、オランダ、それを、慰安所、と、思いますが。

鶴見 シヤワでも、私が直接に接した、オランダ・キヤス・の、人、このように、オランダ、と、思いますが。慰安所、朝鮮人や日本人の「慰安婦」を、慰安所、と、思いますが。シヤワで、そういう慰安所、と、思いますが。私は、慰安所、と、思いますが。

上野 ドイツ人や、慰安所の、と、思いますが。

鶴見 それは、私は、よく、知らない、と、思いますが。オランダ・キヤス・で、と、思いますが。

タ語を、いくらか、知っています。オランダ語で、と、思いますが。

上野 彼女たちが、と、思いますが。

鶴見 アライ語です。

上野 日本の、と、思いますが。

鶴見 将校は、と、思いますが。

上野 朝鮮人の「慰安婦」の、と、思いますが。

鶴見 シヤワでは、基本的に、と、思いますが。のちに私の、と、思いますが。シヤワから、と、思いますが。日本行きの、と、思いますが。朝鮮人の「慰安婦」の、と、思いますが。アメリカの、と、思いますが。船底で、と、思いますが。

もし私が、と、思いますが。どこから、と、思いますが。聞き、と、思いますが。貨物船の、と、思いますが。聞け、と、思いますが。

小森 友好関係が、と、思いますが。

鶴見 お互いに、と、思いますが。つまり、と、思いますが。お互いに、と、思いますが。慰安所、と、思いますが。魚、と、思いますが。慰安所、と、思いますが。

鶴見さんの「戦争のくだけた手記」には、一人だけ、戦を逃れて帰郷する軍医の女性があるはずだ。その女のその後を辿らなくては、軍隊を脱走するのをお話だぞ、という。あの女性は、鶴見さんご家族の母さんだとしてもいいからいいけど、読めません。

鶴見 それはロキムでいい。自衛隊の看護婦の少女。

上野 なぞ彼女だけが……。

鶴見 それはわかりません……。とにかく、あの状況の状況から推して、そういう思いがあったんですよ。上野さんのいう、戦を逃れている女性と一緒に暮らしたという、そういうものはありました。日本人が暮らしたかった、現地人の女性と一緒に暮らして、日本に暮らさなければという思いがあったんです。

上野 しかしそれを家庭に言いなかつた。

鶴見 一つには、脱走兵として憲兵に捕まって、重倉倉に入れられるのが恐ろしかった。シナワで私が脱走したら、陸軍の憲兵に捕まいます。それに日本の軍律では、脱走兵を見ついたら射殺したっていいんだからね。

上野 その恐怖が主を理由ですか。

鶴見 だけどそれだけじゃありません。私のなかで、女性に対してグロテスクな欲望があった、女性に恋をするというがために踏み切れなかつた。そういうこともあって、温かく女性を描かないんです。

たとえば、黒田三郎という人がいて、シナワで一緒に暮らした現地妻の話とか、非常に温かい感じで書いているんですよ。そういう人は私に私の周りにいましたし、私も別にロキムでも誰でも、軍

風として働きながら特定の女性と暮らしてもよかったんですよ。でも、それはやりたくなかつた。現地妻を持つのに十分なお金は、軍風の給料としてもらっていましたが、そのうち三分の二は実家に送金していったんです。

小熊 しかし鶴見さんの実家は名門ですから、送金なんか必要ないでしょう。

鶴見 経済的な必要じゃないんですよ。おぶくろを安心させるためなんです。

というのも、私は日本では中学校を放校になりましたから、アメリカのハーヴァード大学は卒業していても、戦時中の日本では小学校出の軍風という扱いなんです。だから給料がそんなに多いわけがない。それはおぶくろも承知している。そのなかからこれだけ送金してきたら、不良少年時代のころな放蕩騒ぎをしていないということが、母は確信できるんです。その証文として送っていたんですよ。

上野 それほど、お母さまとの関係が重要だったんですか。

鶴見 おぶくろは、それを全部貯金していったんです。戦後に私に返してくれた。だから戦争が終わってから、親父からお金をもらわないで暮らすことだけで暮らした。そのお金のおおげなんです。

小熊 鶴見さんは、お父さまの意向をみて批判的になって、家に経済的に頼りたくなかつたと思いついてしまったかな。

鶴見 そう。その貯金が、敗戦の時点で五千円以上あったと思います。戦前だったら家が一新建てられます。戦後はヤブヤブになつたけれど、それでもけっこうな金額だった。

小熊 給与の三分の二は送金して、残りの三分の一のお金は、どうしていたんですか。

凡

は女性にとつてあつたといふことだ。

あつたといふのは、それは確に誤解のなかりの出来事だ。女性だからその実態を言ふと聞かれない、というだけだ。彼女だから自分の経験がだいたいあつたといふことだ。誤解があると思ふんです。

鶴見 そうですか。それはそうです。

上野 それはお認めになるわけですか。

鶴見 それはもちろん認めます。だいたい何時には、人間の交情には、いふんやうになつてゐるんです。たとえば坪内逍遙は、結婚を機として生涯を全うしたんです。ちよいと思ふんです。ただ結婚以前も、やはり結婚を機として生涯を全うしたんです。私は後から夫婦のあいだには、愛があつたと思ふ。そういう愛の可能性はある。

私の経験でいへば、不良少年時代につき合つてくれた女性たちについて、誰かこれの境をなく取り入れてくれた、という感謝がある。金持だから取り入れられたという恩恵もあるけれど、いまだ感謝の気持は残っている。愛がなければ、感謝の気持が残るわけはない。

小熊 お話をうかがつてゐると、あの物語をかみつけた「私はそれは愛だと思ふ」という言葉は、「今年」というものに対する鶴見さんの愛情の現われだな、という気がしてゐる。

鶴見 そう、それがほんとうのことだといふね。

もう一つ、エピソードを話しましょう。東中野のカフェがあった。そのカフェの女給、不良少年時代の私に、ある関係が生じた。それで、私がほんとうに本気でいふべきことを証明する

ために、私は姉を使者に立てようとしたんだ。そして、相手はその女性のとれるほうに行つてくれたんだよ。私は感謝しています。

上野 すいぶんお姉さんを信頼しておられたんですね。

鶴見 いまから考えると無駄だよな。それで彼女は、学校を放校になつて無籍者だつた私に代わつて、東中野の坪内のカフェまで行つて話をしてくれたんだ。そういう関係もあつたことを考えると、私は、向こう側に全然愛がなく、金が目当てだつたなんて考えられないんだ。

小熊 鶴見さんは、女性と交情を断つていたとおっしゃいますが、むしろ一倍に女性に対する信頼は深い方なんじゃないですか。

鶴見 信頼もあるけど、警戒心もあるんです。人生の始まりに、おまへに対する警戒心がありませんから。

だけど、私は女性が好きです。だから、「女なんか」とかいうざりては、どう胸を断ち切られても、私のなかから出てくるせりつじやないね。女性に対して冷たいと言われればそうだったかもしれないけど、女性への軽蔑を隠しているということはない。

上野 いまの一連のお話はこれも実感がこもつていて、とてもよくわかるんですが、さきほど挙げられた坪内逍遙などのお話にしても、「男の側からみれば純愛物語だろうが、女の方は誰人に聞いてみるまではわからない」と私は思つてしまいます。女の側からいうと、愛もあつたかもしれないが、権力関係もあつた。その両方だと思います。

鶴見 いやそれは、AがBか、とは私も思いません。愛と権力が、両方とも成り立つと思ひます。

たかに巨額だ、それに幾分あるという額だから幾分減らさねばならぬ。

国民基金の経緯

が難し、それで今、話を戻して、「女性のための入会費は国民基金」(以下「国民基金」と略記)のことでどうしてかお話をしたいと思います。

一九九一年に金谷蔵さんの書簡があり、一九九三年に日本政府が慰安施設費に充てる日本国への返事も認めて、一九九五年に戦後五十年の国会決議がなされた。それと結びついて、「慰安施設」への「日本国民による償還」という名目で、政府のベトナム・カンボジアによる国民基金が設立された。

この国民基金には、朝鮮挺身隊者の大迫保雄さんや、ロシア挺身隊者の和田登雄さん、慰安施設費の経費担当者さんなど、日本で暮らしていた韓国や北朝鮮との女性や民主化運動支援者、そして在日韓の権利問題などに取り組んでこられた方々が参加された。しかし同時に、国民基金が日本政府の公算の補償と補償を行なわなければならないと認めたものだという誤解が日本国内でも広がりました。元「慰安施設」の女性たちからも支援金の受取りを拒絶されるという誤解を招きました。そして国民基金の取扱いから三大闘子さんが脱落されたり、和田さんのような日韓混血者も除けられてしまった方が数人いらっしゃったという事実も起きました。

鶴見さんはこの国民基金の取扱いに疑問を感ずられましたが、先ほどの「戦後と賠償」という表現が批判されたのも、そういう経緯があったからです。この問題をどうやっておられるのか、

ぜひ聞いておきたいのです。

鶴見 個人の感情からいえば、できれば日本の国家がはたして戦争を認めて賠償すべきだと願っています。だからそうした国家賠償をできることまで、あの基金の設立がまずいという価値観に異議を唱えていくべきだということです。

上野 その場合、賠償すべきだというときは、「償」があったかなかったかという点とは、関係のないことですか。

鶴見 関係ないです。場所や状況によって違ってくる。つまりここでは、まったく強要から始まって、慰安施設まで女性を連れ込まれたという事実ですね。

上野 ちょっと話を戻しますけれど、鶴見さんが接触したカンボジアのベトナム・カンボジアの女性たちから、「私は支配者に蹂躪された」と言いつつ賠償を要求されたら、彼女たちにその資格があるとおっしゃいますか。

鶴見 個人的な感情からいえば、朝鮮や台湾から引取られてこられた人たちの方は、優先的に賠償すべきだと思います。ただし、それについて細かく詮索して、賠償を拒絶すべきだとは思いませんね。

ただこの権力者の側は、大東亜戦争をはじめとして、いつまでも人に無謀なことをやっているんです。だから、今ではかなり弱みで賠償を出すべきだとして、別にいいじゃないかというのが私の考えです。

ただ国民基金のことについては、お金を集めることはできたけれど、返す段階で受取り拒絶が出してしまった。返すことのお話かしねえ、和田も大迫も、私も手廻してはなかった。それは誤算だった。

鶴見 慰めがなくては、それだと日本政府が公明な態度をとらなかつた被害者側を慰めたといふこととを合意して、記録に載し、世の中にもよく知られる火をついたといふこと、それだと慰めがたす。国民基金が記録したものだといふは、それと違つたといふべき。

土野 でも記録は火をついたのが、日本政府にではなく、被害した女性たちの慰めのため。日本政府は火をついた方です。

鶴見 それはそうですね、国民基金もその効果を認めたといふ。

土野 いまおつしやうだ「火をついた」といふ意味で、国民基金がなされたといふのはあつたであつたといふのは、誰にとつてもあつたといふことではないか。そして、日本にとつてもあつた、日本人にとつてもあつたといふふうに記されます。「日本人にとつてもあつた」といふのだといふ、別の言葉でいふと、「自己満足」といふべきです。被害者のためにとつてもあつたといふのが、どなたかどう希望なさるんでしよう。

鶴見 「日本人にとつた」なのだが、あつた事実があつたといふことを認めること、戦争といふものの結果するに、アジアの人びと全体にとつて凶悪なことをなす。被害者側々々といふことも、アジアにこそ記録などを書きこんでとられる機会になつたといふべき。

もちろんそうした記録の作業などが積み重なられて、それがもとになつて被害者側にとつての被害が起ることは、中絶します。

土野 鶴見さんは、「自分は叩かれつづけるサントベックになる」という覚悟を述べておられます。それは鶴見さんの心情論理としてはよくいふこと、そのサントベックを、叩かれつづけなければならぬ。

い立場に立たされるだといふことはどうでしょう。

たとえば韓国の人「慰安婦」の女性たちを中心になつた日本大使館前の水曜定例では、一〇年以上前から始まつて、いまでも続いています。その一〇年の間に、彼女たちも年をとつて、亡くなつた方もおられる。あの方たちも、ちゃんと日本政府に謝罪と賠償をしてもらつて、もう許したいと願つてらつていふと聞きます。そういう方々にしては、鶴見さんに「私はサントベックになります」と言われても……。

鶴見 いや、それはそうですね。

小熊 土野さん、まあそのあたりはそうですね……。

シナからの生還

小熊 鶴見さんにお聞きしたいんですが、国民基金を立ち上げたとき、被害者の人びとがどのような形態の賠償を希望してゐるかといふような議論は、国民基金の内部でなされたといふことが。当時はおつた日本政府への賠償請求の希望はありあつたけれど、そういう形態ではない「償い」を奪ひ取つておつたといふ方々といふことはあつたといふ判断は、それはありえてもよいと思ひます。けれどもまあ、そういうことを議論はあつたといふこと。

鶴見 いや、これは、私は一度も会合に立たないといふことです。大塚と和田から入つてくれといわれて、何かしらのお金は寄付した。でも内部でいふ議論があつたことが詳しくは知りません。

にはなるだろう、日本政策や国策に積極的な姿勢を示すことが出来たという点で評価される、韓国政治の発展を支援したという点ではある。しかし同時に韓半島の統一、あるいは半島統一、国民年金をつくらせたりとせられたという点からいってもいい。

上野 そういう点で、日韓関係の恒久的な日本と韓国との関係である。和野さんや大沼さん、たまたま、はたして韓国に渡りなせられたという点。和野さんという点、あるいは韓国の文化政策の発展もたまたま、歴史なものであろうという点。

小泉 話を聞くと、冷戦終結後の、六〇年代の韓国を危機意識したという点もあるのではないかと感じます。そもそも八八年の韓国の民主化までは、日本への戦後補償政策の現実は、民主化運動などと一緒に、韓国政府によって撤回されていったわけです。元「慰安婦」の女性に対する謝罪も、たまたま遅くなかった、民主化を指していただいた人も多かったわけです。

それは八八年の民主化で、九一年の入連閣議と進行して、九一年に全斗煥さんの告発が起りました。それから数年のうち、韓国内での問題も注目を集めるようになって、韓国政府が韓国に日韓関係改善を促すようになった。和野さんは戦後日韓関係に携わって来たわけですが、九〇年代になって、それ以前では考えられなかったような展開がほとんど起きてくるなかで、半島がうまくいかなかったという点もあるのかなとも思っています。これは、和野さんがこれに関心しているなかで、わが国が、ということですね。

鶴見 いまから考えれば、韓国なり、中国なり、地域ごとに事情を把握して展開していければよかったと思います。韓国の場合をいえば、もちろん和野が七〇年代から金大中の人権問題に取り組ん

たり、最年になつて日韓交流に努めてきたんだから、韓国政治の文脈でも別の道筋をつくられたはずだった。

上野 そうですね。各地の文脈ごとに判断すべきでした。私は和野さんを見てみるとおわかりそうで、あれだけ最年になつて日韓交流に努めてきた方なのに、日本でも韓国でも批判を浴びてしまった。和野さんに対する尊敬と同情から、国民年金への関わりを引き受けたというものです。

鶴見 いや実をいえば、私が国民年金を脱金したかった理由も、それだけなんです。途中で誤算だったとはわかったし、三木啓子さんみたいな脱金すれば、問題はなかったんだけど。和野や大沼とはく平理と戦争裁判批判以来の関係で、それから日韓問題でもずっと一緒にやっていたんだから、いろいろ自分を引き上げてしまったら返すという「ヤクザの仁義」に反する。

上野 戦後日本の、いわば最上の知性というか、良心的存在の一人である方が、これほど批判されてしまったのはなんともいえない事実では、いって何だったんだろうかという思いがぬぐいきれません。

小泉 国民年金が行き詰まれば、批判が和野さんなどに向かっていくという事態は、日本政府としては予見できたことではないですが、直接の担当官などは、まじめな人もいたかもしれないけど、組織としてはそういう論議で動いたとみなされても仕方がないと思います。

鶴見 私は放浪少年の出身ばかりで、和野や大沼よりもっと、歴史意識があるんだけとなる。彼らは村山政権のあいだに基金が実現すればチン入だと思っただろうけど、政治の素人はそういうチン入を治めると思っ、ミイラ取りがミイラになるんです。

上野 和野さんや大沼さんを政治の素人とおっしゃるんです。

鶴見 たつて彼らは、近頃だるに政治家の家の田舎田として引越したくもなつてしまつて (笑)。

上野 はあ (笑)。

小熊 それを聞いたらあ、あつたつた (笑)。

鶴見 母方の家系だつて、近頃政治家の田舎田だつてしまつて。だから政治家は大嫌ひなんだ。あつては、何をやつてもあつた腹を脱出してやうと思つてゐるんだ。

上野 でも鶴見さんは国民権金に關わりをもちだつただけ自身のお考えで、これまた新聞にトクをたまへてしたな。川本隆史さんお鶴見さんを批判したときも、区編を替へたことだ。その後、藤田省三さんお「自分は新聞として鶴見を攻撃する」と言ふた文藝を説きまじつた。

鶴見 ああ、こんでもなつたことをやるな、藤田は。彼もよく知らぬな (笑)。

上野 でも、鶴見さん自身も攻撃してゐるじゃないか。

鶴見 ……悪人は自己弁護の文藝なんだ、鶴見さんにもある。

上野 「鶴見さん」のはなしだつても、攻撃した人だけはおもひます。

鶴見 その新聞が新しい文藝をつくり、それを弾火薬になつてゐることを認めてゐるものがあるやつてゐるんだな。そういうものはなつたんだ。

上野 結果的に、そういう方向には展開しませんでした。

鶴見 確かにいふと手続不能の不備であつたから、ミスがあつたことは認めるんだ。だから、そういうことを認めたことと、それを一つのターミナル・ポイントになつていふことを認めるものとは違ふんだから、認めてゐるものと認めた。私はよくその上級として、和田泰雄を

捨てられなつた。く平塚から三八年、一週にやつてきたんだから。だから一週に延びる。それだけだ。

上野 それはよくわかりました。

小熊 これはこの機会におつたやつとしておもしろいと思つて、あつた新聞の文藝とか、女性の手配のお仕事に關つたお話をしたつたんだな。そういう文藝を、和田さんや大塚さん、お話しなつたやつたつたと思つたんだ。

鶴見 ううん。それとおつたやつだ。和田や大塚とは、く平塚から田舎田まで、非常に取つた合ふなつた。だから、そういう話はあつたと思つた。

小熊 またこの機会におつたやつた、新聞関係のお仕事をなつてゐるその当時、罪悪感もたれてゐたやつた。

鶴見 まあ、「人殺しよりはましだ」といつた感じだ。

小熊 そうですか。

鶴見 ……でもな……。そうするな、いふてもいふた田舎に就つてゐるやつたをみる、やつた罪悪感、鮮烈な攻撃だつたと思つた。

夜中に女性の手配に街まで行く道の途中、ミヤノの田舎の「さき」を、無邪気にいふのを覚えてゐます。道案内をしてくれる現地の人が、「ほたる、ほたる」といつたやつた。聞いてゐる田舎を知らなかつた。自分も戦争のなかで、いふやつたやつたを仕事として、それだつた。それが、いふ……。その妙な感じが、いふやつたに就つてゐる。

小熊 スズ……。

鶴見 そういふことは、自分の名前だけで、聞かされてよく聞かしてはいるが、「俺は日本人の女組とばかりして活動したくなさる」といふことだ。もしやいふことがあつたら、この田舎のおいらのうちにきて、おすけの女性と暮らして、日本に帰つて来たら一生を終わらしたと思つた。女性に対する罪悪感とか、日本人に対する感情や健康感、入り混じつてたんだと思つた。

上野 それは普通の日本人のなかで、孤立してゐたといふことですか。

小熊 そういふ健康状態のなかで、病状が悪化して送られたわけですね。

鶴見 こともとあり二スで、無事と病いような状態の悪化があつたといふが、くもつてきて大出血したんです。それで、まき二の海軍病院に回されて、手術を二回、受けたんです。

そのときね、おすけにいろいろ話された経験が役に立つたなと思つた。二回のおもむきで手術されて、手術後としてはおすけにいろいろ話したんですが、おすけもあつた。それで聞かれたのが、麻酔を打つておすけに手術されたんだから、いーつと聞かされたんだ、軍医に敵をされたんだ。そのときね、「ああ、おすけにいろいろ話されたといふが、おすけに話したな」と思つた。

それでも治らなくて、ついに一九四四年末には政府委員の職数に入つたわけですね。それでついに、日本に帰ることになったわけだ。

小熊 その後、鶴見さんはおすけを東証に入社には、行かれてゐるんですか。

鶴見 行つたことはありません。自分のことだけを考えてたからです。でも、いふと、いふ人はあつた。

上野 それは意図的に避けておられるんですか。

鶴見 そうです。

小熊 それでは、これは何かおすけの質問だと思ひますけれども、国民基金の呼びかけ人を引き受けたのは、自分に加害責任があると思つてらつたことかといふ部分はおつたのですか。

鶴見 そうです。そうでなければ、こんな泥をかける仕事は引き受けませんよ。もちろん、和田や大沼に対する仁義もありますけれどね。

小熊 いや、これはほんとうに、聞かすもがなの質問でしたか。

上野 今田はついに終わりにしましやう。

アジア女性基金

**女性の人権に関する今日の問題に取り組む
NGO/NPO 活動支援**

募集要項・申請書式
—2004年(平成16年)—

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

1) 支援の趣旨

アジア女性基金は、「慰安婦」問題を生んだ過去の反省に立ち、国際的視野から女性の人格問題に取り組むさまざまな活動を支援します。女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会の実現を目的として、下記の趣旨で市民グループの団体が行う当該事業に対し、支援を行います。

2) 支援の対象となる事業および支援要件

- イ) 女性に対する暴力など女性の基本的人権の尊重に関わる、講演会等の事業
- ロ) 被害者等を含む女性の自立につながる支援についての啓発パンフレットの作成等
- ハ) 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援、広報・啓発資料の作成等
- ニ) いずれの場合も、国際的な相互理解・協力に貢献する事業であること

※ 但し、他の団体等への資金の補助、支援等を内容とする事業は対象としません。

3) 支援の対象となる事業者の要件

- イ) 女性の基本的人権に関する活動等の実績、能力があること。
- ロ) 特定の政教派・宗教に属しない団体であること。
- ハ) 原則として活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。
- ニ) 非営利団体であること。
- ホ) 定款、寄付行為又はこれに準ずる規約等を有すること。
- ヘ) 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること。

4) 支援金額

上記(2) 支援要件にそって申請された内容を精査し、支援の対象となる事業に対し、一団体あたり概ね10万円～100万円を上限として、予算の範囲内で支援を行います。

※なお、次の経費は支援の対象とはしません。

- ①職員の人件費、事務所賃借料等その団体の経常的運営に要する経費
- ②個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等に充てる経費及び物品購入に充てる経費
- ③パソコン、ファックス等の備品購入に要する経費
- ④定期刊行物の制作など、恒常的経費
- ⑤会議費以外の飲食費、贈答品に充てる経費

5) 対象事業の実施期間

2004年4月1日から2005年1月31日まで

6) 支援申請の手続

支援を希望する団体は別紙の1号用紙から4号用紙までに詳しく記入の上(リノコンによる作成可)、見積書など必要な資料を添付して提出してください。かならずお手元の一部留しを残してください。

★申請用紙の入手：①当基金のホームページ上に申請用紙を掲載します。これをプリントアウト、またはデータをコピーして使用してください。または、②当基金までファックスで申し込みをして、申請用紙を取寄せてください。

★支援申請の締切：2004年4月30日(金) 消印有効です。

7) 支援の決定および通知

公正な支援をはかるため、学識経験者などで構成した審査会で審査し、必要に応じてヒアリングを行います。これを踏まえ6月頃までに支援の可否を決定し、通知いたします。支援の適正な実施を行うため必要があると認めたとときは、当該申請にかかわる事項に修正を加え、又は条件を附して支援を決定することがあります。また、審査結果について個別具体的な問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

8) 支援を認められた金額の支払い手続

事業完了後の精算払いを原則とします。ただし、支援を認められた団体は、決定された支援額の一部については事業完了前2回まで中間払いを申請することができます。中間払いを申請するときは、所定の様式の支払申請書(事業の進捗状況報告書を含む)に、支出を要した金額及びその支払い先を明らかにする書類(領収書【原本】、請求書【原本】等)を添えて、アジア女性基金に提出してください。なんらかの事情により上記書類の原本を提出できない場合には、写しにその理由を書き添え、署名捺印のうえ提出してください。

9) 会計報告書・実績報告書の提出

イ) 事業完了後、1ヶ月以内又は2005年2月15日までのいずれか早い日までに領収書【原本】を添付した会計報告書を提出してください。なんらかの事情により上記書類の原本を提出できない場合には、写しにその理由を書き添え、署名捺印のうえ提出してください。

ロ) 会計報告書の提出に併せて、具体的な成果も含めた実績報告書および成果物も提出してください。

10) 留意事項

イ) 支援により行う事業についてはアジア女性基金の支援を得た事業である旨、明記してください。

ロ) 表記は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)としてください。

ハ) 原則として支援の申請は、1事業者につき1件とします。

ニ) 決定する支援の額は、希望額をト回ることがあります。

ホ) 支援決定の内容やこれに附した条件に違反した場合などには、支援決定の全部、または一部を取り消し、既にお支払いしている額については利息を附して返還していただきます。

ヘ) 支援額の受取りには、団体の登録済みの印鑑が必要です。

ト) 個人への支援はいたしません。

チ) 印刷費等の制作費金額には、かならず見積書を添付してください。

リ) 規程により、謝金額は一件につき30,000円を上限とします。

年 月 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金様
(アジア女性基金)

1. 団体名称:
2. 団体代表者氏名:
(代表者印)
3. 団体住所:
(郵便番号)
4. 電話:
5. ファックス:
6. Eメール:
7. ホームページ:

支援申請書

下記の事業を行いたいので、アジア女性基金の支援要綱に基づき、支援申請事業実施計画書
(第2号様式)支援申請事業者調査書(第3号様式)及び支援申請事業経費明細書(第4号様式)
を添えて支援を申し込みます。

記

1. 事業名

2. 支援の対象となる事業費

円

3. 支援希望額

円

4. 事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

申請事業の実施計画書

1 事業名

2 事業の概要(必要に応じ、詳細な計画書、チラシ、パンフレットなど資料を添付してください)

3 事業の目的および効果

4 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 支援の対象となる事業費の総額

円(A)

6 支援金交付希望額

円(B)

★この用紙に記入しきれない場合には、別紙を添付してください

事業団体の概要

1、団体の名称:

2、代表者氏名:

3、会計責任者氏名:

4、事務担当者氏名:

5、連絡先:

A) 住所(郵便番号):

B) 電話:

C) ファックス:

D) Eメール:

E) ホームページ:

6、団体の設立日: □年 □月 □日

7、活動の目的、趣旨など:

※ 定款や規約、会則、役員名簿などを添付してください

8、メンバー構成: 女性□人、男性□人 年代 □歳代~□歳代

9、これまでの活動実績

※ 決算書、新聞記事などの資料があれば添付してください

10、アジア女性基金の支援の有無

※ これまでにアジア女性基金の支援を受けて事業を実施したことがある場合には、交付年月日と事業名を記入してください

11、今後の計画または将来の展望

※ 予算などの資料があれば添付してください

★この用紙に記入しきれない場合には、別紙を添付してください

申請事業の所要見込経費の明細

事業名:

事業者名:

収入	経費	予算額		
	自己資金	円		
	他の団体等からの助成金等	(団体名:)	円	
	参加費・資料代等	(収入の内容:)	円	
	その他の収入	円		
	アジア女性基金へ支援を希望する額	円 (B)		
計	円 (A)			
支出	費目	積算根拠	予算額	支援希望額
	謝金	(講演謝金等)		
	旅費	(交通費、宿泊費等)		
	賃金	(アルバイト日当等短期的なものに限る)		
	借換料	(会場借料等)		
	雑役務費	(通訳・翻訳、コピー、会場設置費等)		
	印刷製本費	(広報ツールや冊子の制作費等)		
	通信運搬費	(郵送費等)		
	消耗品費	(材料費等)		
	その他			
	計	事業予算の総額	円(A)	
	アジア女性基金へ支援を希望する総額	円(B)		

★ @円×〇時間、@円×〇部数、など、できるだけ詳細に積算根拠を記入してください。パソコンで作成していただいて結構です。

★ 記入スペースが足りない場合は、別途紙を添付して記入して下さい。

★ 見積書が添付されていないものは、支出を認められない場合があります。(特に借換料、雑役務費、印刷製本費、消耗品費)

問合せ先

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6

電話:03-3514-4071 Fax:03-3514-4072

<http://www.awf.or.jp>